

決算審査特別委員会（総務） 会議録

招 集 年 月 日	令和3年 9月22日（水）			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻	開 会	午前 9時00分	委 員 長	石 井 孝 昭
及 び 宣 告	閉 会	午後 4時12分	副委員長	丸 山 わき子
委員の氏名 及 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	石 井 孝 昭	出	小 菅 耕 二	出
	丸 山 わき子	出	角 麻 子	出
	林 政 男	出	小 澤 孝 延	出
	京 増 藤 江	出	山 田 雅 士	出
	加 藤 弘	出	小 川 喜 敬	出
	小 高 良 則	出	新 見 準	出
	山 口 孝 弘	出	木 内 文 雄	出
	桜 田 秀 雄	出	栗 林 澄 恵	出
	木 村 利 晴	出	小 向 繁 展	欠
委員外議員	議長 鈴木 広美	出	監査に関わった議員 林 修三	出
委員会に出席した	事務局長 日野原 広志		副主幹 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名	主 査 渋谷 佳子		主 査 嘉瀬 順子	
八街市議会委員会条例				
第18条の規定により				
説明のため出席した者				
の職氏名				
議 題	別紙日程表のとおり			

○石井委員長

皆さん、おはようございます。本日より4日間、令和2年度決算審査特別委員会を開会いたします。委員の皆さん、そして執行部の皆さんにおかれましては、コロナ禍の中、とても重要な決算審査となりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、職員の出入場に関しましては、臨機応変な対応とさせていただきますので、皆様、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名です。委員定数の半数に達しておりますので、この委員会は成立いたしました。

本委員会の日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

本日の欠席の届出が小向繁展委員からありました。

次に、本日遅刻の届出が木村利晴委員からありました。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員に丸山わき子委員、京増藤江委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当特別委員会に付託された案件は、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、以上の6件です。

本日は、議案第8号、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、総務常任委員会所管事項の審査を行います。

委員の皆様に申し上げます。

質疑は、議事運営の能率を図る上から、決算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で、内容を明解にして質問されますよう、お願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して、赤に点灯してから発言をお願いいたします。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤を消灯させてください。

審査の順番を申し上げます。

お手元に配付の決算審査特別委員会審査予定表により行います。

配付資料について、ご報告いたします。

歳入16款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳出充当先事業を記載した事業一覧表を、別添のとおり、配付いたしました。

これから、審査順1、歳入1款市税から13款交通安全対策特別交付金、18款財産収入から21款繰越金、具体的な事業内容を除く23款市債、歳出11款公債費、12款予備費の審査を全委員で行います。

委員1人あたりの1回の質疑時間は答弁を含め10分程度とし、交代制を導入して行ってまいります。

それでは質疑を許します。質疑をよろしくお願いいたします。

○小高委員

すみません。お尋ねいたします。

決算書、まず8ページからお伺いいたします。

市税のところ、市税が予算に対して調定額が伸びている部分が市民税、固定資産税、また都市計画税などがありますけど、伸びの、調定額の増加の要因というのはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

それでは税目に沿って、ご説明させていただきます。

まず、市民税のうち個人市民税につきましては、課税件数が3万5千806件でして、調定額は32億4千242万7千252円、前年度比で944万7千767円で、0.3パーセントの減少となっております。これにつきましては、農業所得の方の調定額が大きく減少したことが1つの原因となっております。この原因につきましては、令和元年度の台風や豪雨による農業被害が大きかったということが原因と考えております。

また、法人市民税につきましては、前年度比7千474万3千200円、17.9パーセントの減となっております。こちらの要因につきましてはなんですけれども、まず令和元年度と2年度を比較した際、令和元年度はちょっと資産売却による収益を得た法人などがあつたので、近年では比較的、調定額が大きい年でした。平成30年度と比較しましても2千497万円程度の減となっておりますので、やはり全体的な方向として減収しているというのは見受けられます。こちらの理由につきましては、税制改正がありまして、令和元年10月1日以降に決算を迎えた法人の法人税割の税率が9.7パーセントから6パーセントに改正されました。それによりまして減収となっております。ちなみに、法人税割の平均値が約3万8千円ぐらいの減という形になっております。この減収分なんですけれども、市民法人税が税率減になっている分、国税である地方法人税が引き上げられております。地方法人税というのは、地方交付税の原資に充てられておりますので、これにより地方の財政力格差を是正するというところで税制改正が図られております。

次に、固定資産税なんですけれども、国有資産等所在市町村交付金も含めました固定資産につきましては、前年度比で4千898万5千100円、率にして1.7パーセントの増となっております。こちらの増の理由なんですけれども、土地につきましては田、畑、山林、そういったものが宅地などの地目変更が起こったことと、あとは新築などにより家屋の棟数が増えたことが理由と考えております。また、償却資産におきましても、太陽光発電などが新設されているということで、増加という形になっております。

次に、都市計画税なんですけれども、都市計画税につきましては前年度比205万3千500円、1.7パーセントの増でして、こちらは固定資産税と連動するような形で、やはり用途地域内の宅地率の上昇、また新築区画の新規課税、そういったことが要因となっております。

続きまして、軽自動車税なんですけれども、こちらは前年度比1千285万4千100円、5.6パーセントの増という形になっておりまして、こちらにつきましては、まず登録台数が増えております。また、そのほかに、新車で購入した際にグリーン化特例という軽減措置があるんですけれども、それが2年目になりますと解除されてしまいますので、そういった意味で1年目と2年目では税金額が上がってしまうというところと、あとは初年度登録から13年経過しますと重課措置というような形で税金が上がってしまいます。そういったものが増えていくというふうを考えております。また、令和元年10月1日から環境性能割というものが導入されております。こちらは令和元年10月からですから、令和元年度は6か月分しかいただけていなかったのが、令和2年度は年間を通してというような形になっておりますので、そういった意味で環境性能割については対象台数、調定額とも大きく増加しております。

あと、たばこ税なんですけれども、前年度比で1千460万3千3円、2.5パーセントの増という形になっております。たばこの売上本数につきましては、実は約99万本ぐらい減少しております。ただ、令

和2年10月に税率引上げがありましたので、それによって結果的に、トータルで考えますと調定額は増加というような形になっています。

市税全体でいいますと、前年度と比較しますと569万5千264円、0.1パーセントの減ということで、このうち市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税とありますが、そのうちマイナスになったのは市民税だけだったんです。税率改正を除けば、台風被害による影響が大きく響いてマイナス要素になったと考えております。

○小高委員

ありがとうございます。台風の影響が市民に直結しているというのが歳入で分かると。様々な状況の変化に応じて予算編成、また決算されているので、その様子をうかがいながら、私たちも進んでいかなくてはいけないところなんですけど。これも台風の影響かもしれませんが、法人事業税交付金がまたここで伸びておりますけど、この内容について、お伺いいたします。

○和田財政課長

お答えいたします。

法人事業税交付金につきましては、今まで県税ということで、県税の収入になっておりましたけれども、これが令和2年度から市税に一部交付されるというような形になりまして、県が市町村の従業者数、令和2年度は法人税額に応じて、市に交付されたものでございます。

○石井委員長

よろしいでしょうか。

ほかに、委員のご質問をお願いします。

○丸山委員

今、小高委員からも質問があったところですが、大変、市税収につきましては台風の影響があったという答弁がありましたけれども、この中で法人市民税の税制改正によって市税の減の1つの要因となったと。台風による農業被害等によって、市税収が減少となった額というのはどのぐらいなのでしょう。

○土屋課税課長

個人市民税のうち、給与、営業、農業、その他というふうに分かれておりますので、それ別にちょっとご報告させていただきますと、給与につきましては調定額が約600万円増で、率にして0.2パーセント増です。営業収入につきましては、調定額が約590万円増で、率にして3.3パーセントの増です。農業所得の方につきましては、約3千860万円減で、前年度比65.9パーセントの減となっております。その他につきましては1千718万円の増、5.3パーセント増ということで、給与、営業、その他は上がりましたが、農業所得の方の減が大幅にありましたので、トータルしますと約944万円の減、率にして0.3パーセント減というような形になりました。

○丸山委員

そうしますと、農家の皆さんが大変な状況になったということがこの件でも分かるわけなんですけれども。

また、法人税の減少分については、先ほど国の方からの代替交付があるということなんですけれども、代替交付というのは保証されたのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○和田財政課長

代替交付というところなんですけれども、先ほどの法人事業税交付金、こちらにつきましては法人事業税の7.7パーセントというのが、令和2年度につきましては3.4パーセントということで市町村に交付されておりますので、その中で経費配分というものが含まれているものというふうにご覧いただけます。

○丸山委員

含まれていると思われるということですが、100パーセント保証されたかどうか、その辺については分からないわけですね。

○和田財政課長

実質100パーセント入っているかと言われますと、中身は検証してございませんので、申し訳ありませんが、今ちょっと手元に資料がございません。申し訳ありません。

○丸山委員

国の方は、保証しますと言いつつも、なかなか正確にそれを示してくることがないということで、それぞれ地方自治体の中では大変困惑するところだというふうに思いますが、やはり国に対しては、きちんと交付せよということは、要求していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それから、17ページの市税の不納欠損について、8千191万9千741円とあるわけですがけれども、市内在住者、また市外在住者、それぞれのぐらいいあるのか、その辺についての把握。それから、不納欠損だけではなくて、収入未済額についても市外、市内在住者それぞれのようになっているのか、お伺いいたします。

○酒和納税課長

不納欠損額の全体なんですけれども、全体の人数につきましては2千319人、このうち市内が1千653人、市外が666人となっております。また、市外のうち県内が427人、県外が239人となっております。

続きまして、収入未済額なんですけれども、3税を合わせた合計が実人数で5千980人で、収入未済額が合計で8億8千635万1千464円となっておりますけれども、収入未済額、この人数に対して、市内、市外というような人数につきましては、ちょっと人数的には一致しないんですけれども、4月1日に繰り越した現在、まだ現年分については出納閉鎖までかかっているんで終わっていないんですけれども、その人数につきましては把握しておりますので、参考までに発表させていただきます。こちらにつきましては、国民健康保険税を含んだ総滞納者数というような形で弾き出してあるんですが、市内の合計が5千867人に対して、市外の合計が2千433人というような形になっております。

以上でございます。

○丸山委員

市外在住者に対する対策、これはどのように進められているのか、お伺いいたします。

○酒和納税課長

市外の滞納者に対する対策なんですけれども、昨年からは市外担当者を設けまして、常時、財産調査等を行う体制となっておりますが、本年も同様に市外専任職員を1名、また市内高額担当、こちらが2名おまして、市外の高額について、この2名も担当するというような形で担当させていまして、常時、財産調査等を行う体制を取っております。

以上でございます。

○丸山委員

最悪の不納欠損があるというのは、これはなかなか難しいところなのかもしれませんが、特に市内の皆さんには直接行くということがかなりある、条件があると思うんですけれども、市外の方々に対してはどうしても甘くなるんじゃないかなというのが感じられるんですけれども、やはりその辺についての体制が必要かなというふうに思います。

それから、固定資産税についてなんですけれども、償却資産分については前年度比3千575万円ということで増になっているわけなんですけれども、新築家屋、それから太陽光発電施設の新設などによる償却資産はどのぐらい、何件ぐらいあったのか、お伺いします。

○土屋課税課長

まず、令和元年度と2年度を比較しまして、住宅棟数につきましては104棟増えております。また、償却資産につきましては新規申告を193件いただいております、そのうち12件が太陽光発電設備となっております。

○丸山委員

分かりました。

それと、令和2年度の予算編成方針の中で、税負担の公平性の観点から課税客体の補足に努めるということが方針として出されていたようなんですけれども、償却資産についてはどのように取り組まれたのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

まず、償却資産につきましては申告納税という形になっておりますので、納税者の方から申告をいただかなければならないということで、まず例年、償却資産をお持ちの方につきましては申告書の方を発送させていただいているんですけれども、それに加えて、新規法人の方などにつきましては、新規法人をまず確認させていただきまして、その方たちについても申告書の方を発送させていただいております。また、太陽光発電などにつきましては、経済産業省の方で太陽光発電事業計画の申請者という一覧がありますので、そちらの中で、既に稼働状況に入っているかどうかを確認するために、現地調査や、また航空写真や書類などで確認させていただきまして、該当しているかどうかというのを判断させていただいております。令和2年度におきましては、現地調査の方は10件ほど行きました。また、書類などでは60件ほど調査させていただいております。

○石井委員長

丸山わき子委員に申し上げます。1回の質問時間が10分を超えましたので、ほかの委員の質問に代えさせていただきますと思います。

それでは、ほかの全委員の皆さん、よろしくお伺いいたします。ご質問のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

○京増委員

それでは、決算書16ページ、意見書9ページです。不納欠損について、お伺いします。

不納欠損の内訳なんですけれども、地方税法第15条の7第5項、滞納処分の執行停止、納税義務の即時消滅による不納欠損の件数なんですけど、件数、金額ともに急増しておりますけれど、この要因について、お伺いします。

○酒和納税課長

こちらにつきましては、即時消滅というような形で書ける場合については、通常であれば執行停止をかけて3年間、状況を見守った後、変わらなければ欠損になるというような形なんですけれども、地方税法第15条の7第5項については、それ以上に、もう3年待たなくても入ってこないのが明らかであるというような場合については即時消滅することができるというような形になっております。ただいま即時消滅の人数が増えていると、第5項で欠損したものが、対前年度比で人数としては70人増加しております。これにつきましては、原課といたしましては、やはりそれだけちょっと厳しい状況にある方ですとか、外国人

の方、特に追いかけていきますと、こちらで働いていた方がまた出国してしまうというようなケースがありまして、そこら辺を重点的に、昨年度につきましては力を入れて調査した結果が、対前年比プラス70名というような結果になっていると思われまます。

以上でございます。

○京増委員

令和2年度は、例えば国保税も年収が前年度と比較して3割減ったら減免になりました。そういう関連で、やはりコロナの影響で即時消滅もやはり増えたのではないかと私は推察するんですけども、やはりそういうことでよろしいですか。

○酒和納税課長

令和2年度に執行停止をかけて5項処理したものの内訳について、ご説明させていただきますと、まず会社の解散が1件、あと歳入許可期間経過というのが3件ございます。また、事業所が廃止されたのが2件、相続人不存在というのが3件、単純な失効が35件、あとは老齢、障がい、長期病気療養などにより生活能力がないということで6件というような形の内訳で、即時消滅の方をさせていただいております。

以上でございます。

○京増委員

それともう一つ、第15条の7第4項について、件数、金額も減っておりますが、3年後に執行停止になるわけなんですけど、3年継続というのは、令和2年度も景気が悪くなっている中で執行停止になっていると思うんですけど、この方たちは例えば令和元年度も執行停止されて、そして令和2年度ももちろんなっているんですけども、その中で令和2年度はちゃんと払えるようになったと、そういう方たちはどの程度おられるのか、伺います。

○酒和納税課長

令和2年度中に資力が回復して、資力が回復したのが確認できれば執行停止の取消しというものを行うんですけども、1年間見てきた中では、執行停止の取消しを行う方はおりませんでした。

以上でございます。

○京増委員

この不景気の中ですから、回復するというのは大変難しいというところでは、執行停止ということは本当に大事なんですけれども、生活改善の余地がないわけですから、納税相談はもちろんされているわけなんですけれども、生活を維持していく、そういう相談にはつなげていっておられるのかどうか、伺います。

○酒和納税課長

こちらにつきましては、納税相談に来られた方、電話でも、窓口に来られた方におきましても、生活状況、生活困窮というようなことが想像できる方におきましては、社会福祉担当部局への誘導や連携、また就学援助の可能性があれば、そちらの担当課への誘導、連携など、せっかく納税相談に来ていただいたので、今、市役所でやっているものについては、そこら辺の紹介ですとか誘導等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○石井委員長

よろしいでしょうか。

○京増委員

はい。

○石井委員長

ほかの委員の質問に移らせていただきます。

委員の皆様に申し上げます。

審査順1に関しては、全委員で質問となっております。審査順2から6に関しては総務常任委員会の所管事項が主体になります。したがって、審査順1、一般会計の歳入に関する事項については、歳出を伴わない歳入ということなので、全委員で質問ということに今回はさせていただいております。全委員で質問ということでございますので、挙手の上、質問をよろしく願いいたします。

○木内委員

ちょっと細かいところなんですけれども、決算書の方の10ページ、11ページなんですけど、雑入7万8千210円の不納欠損額について、お伺いします。

諸収入のところの雑入で7万8千210円が欠損になっているんですけれども、この内訳について、お伺いいたしますのでお願いします。

○和田財政課長

7万8千210円の不納欠損につきましては、給食事業費の不納欠損というふうになってございます。

○木内委員

すみません。給食ですか。「きゅうしょく」というのは、休む方の休職ですか。教えていただけますでしょうか。

○和田財政課長

22款諸収入の中の5項雑入、その中に給食事業収入というのがございまして、その中の給食事業収入の過年度分、給食費未納分の中の7万8千210円というのが不納欠損になってございます。

決算書の43ページになります。

○石井委員長

すみません。木内委員の今の質問と課長の答弁ですけれども、審査順2からの、22款の所管事項になりますので、審査事項になりますので、そちらの方に移ってからの質問とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ほかに質問はございますでしょうか。

○丸山委員

先ほどの続きです。償却資産について、中途半端になってしまっていて大変申し訳ございません。

償却資産の申告について、この3年間の推移というのはどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

すみません。平成31年度から令和3年というような形で、3年間、回答させていただきます。

平成31年度、令和元年度が1千865件、令和2年度が1千892件、令和3年度が1千966件となっております。令和3年度につきましては、まだ途中経過ということでお願いいたします。

○丸山委員

かなり八街市の償却資産に対するホームページでの呼びかけ、文章を直して分かりやすくしたというのが、大変私はこういった数値になってきているのかなというふうに思いますけれども。

やはり申告された資料に基づいて賦課決定をしていくわけなんですけれども、適切な課税をするためには実態調査というのにも必要ではないかなと。そこら辺についてはどのぐらい行われているのか、お伺いいた

します。

○土屋課税課長

先ほど、太陽光発電設備につきましては報告させていただいたとおりなんですけれども、そのほかの償却資産につきましては、現状できていないというところが実情でございます。

○丸山委員

本当に税収強化というやり方で、徴収する現場ではかなり市民が大変苦しむような状況もあるんだけど、こういった課税する段階できちんと正確なやり方がされているのかどうかという点では、大変疑問を感じるところでありまして、その点でもやはり滞納世帯だけを対象にした徴収強化ではなくて、適切な賦課決定をしていくことも必要ではないかなというふうに思います。

それから、決算書16ページの市たばこ税についてなんですけれども、滞納繰越分が27万円ということであるわけなんですけれども、なぜこのような形になってきたのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

こちらの滞納繰越分、270円なんですけれども。

○丸山委員

270円か。

○土屋課税課長

こちらにつきましては、税制改正がございまして、その際に手持ちで持っていた分につきまして、差額分の税金を納めていただく必要が発生しました。そちらの差額分の納期限が年度末ということになっておりましたので、3月31日まで納付を待ったところなんですけれども、1店舗だけ納付がありませんでした。それがこの270円なんですけれども、督促状を出しまして、まだ納付頂けない。催告書を出しまして、まだ納付頂けないと。直接交渉させていただきまして、納付頂けるというようなお話になっていたんですけれども、結果的に出納閉鎖が終わる5月31日まで納付が頂けなくて、6月半ばぐらいにやっと納付頂けたという形になってしまいまして、こういった滞納繰越分が発生したという状況です。

○丸山委員

たばこ税に関しては改正されたものの、販売店にとっては大変な負担になったということが、大変問題ではないかなと感じるところであります。

それから、地方消費税交付金についてなんですけれども、9億7千万円の増となっているわけなんですけれども、その要因は何だったのか、お伺いいたします。

○和田財政課長

地方消費税交付金につきましては、2億7千123万円の増ということになってございまして、こちらにつきましては令和元年度で子ども・子育て臨時交付金、こちらの方が9千549万2千円ございました。こちらが制度改正によりまして、地方消費税交付金と、あと普通地方交付税の需要額の方に算入されるということになりまして、令和元年度と2年度を比較すると2億7千123万円の中には子ども・子育て臨時交付金の分も含まれて交付されてきたというところがあることと、あと消費税につきましても令和元年10月から2パーセント分の増というのがございましたので、その辺の増額分というのもこちらの地方消費税交付金の中に含まれて増額されたものというふうに考えております。

○丸山委員

地方消費税交付金の14億3千800万円のうち、国は、引上げ分は全て社会保障に投入するんだということなんですけれども、実際に令和2年度に社会保障へ財源化したのはどのぐらいあったのか、お伺い

たします。

○和田財政課長

地方消費税交付金の引上げ分を社会保障4経費の方に充当した経費というのは、医療、介護、子育て、年金という部分に配分させていただきまして、引上げ分の地方消費税交付金の収入額というのは、7億8千995万4千円というのがございました。これにつきましては、社会福祉費の主なもので申し上げますと、社会福祉費、それから生活保護扶助費、それから社会保険の中の国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金ですとか、保健衛生については母子保健ですとか健康増進費、予防費という形で、それぞれの事業費に対しまして案分いたしまして、7億8千995万4千円を充当させていただいたところでございます。

○丸山委員

市の社会保障施策事業は89億円、約90億円になっていますよね。これに対する、この消費税の交付金が当てられたのは7億8千900万円ということで、社会保障財源分は1.8パーセント、前年度よりも増えていますけれども、国の方の社会保障に関わる補助金というのは、1.2パーセント減になっているわけなんです。結局は社会保障が豊かになっているのではなくて、財源の置き換えにしかになっていないということが、この数字からは見てとれるわけなんですけれども、やはり国に対しては社会保障をきちんと、しっかりとやれということを言っていかなければならないんじゃないか。

八街市は社会保障施策事業に対して、足りない分は市債を投入しているわけですね。やはりこういったことは長くは続かないだろうと。やはり今後、一層、社会保障施策事業というのは増大していくわけですから、国に対して財源保障をきちんとやれということが求められると思いますが、その辺について、市長にお伺いいたします。国に地方自治体の社会保障制度をきちんと守るための財源を増やせという、そういう要求をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北村市長

実は今、丸山委員の方からいろいろ指摘を受けております、消費税に係ることにつきましては、社会保障、幼児教育無償化ということ、あるいは大学の授業料減免の財源になっておりまして、このことにつきましては、消費税につきましては国会内で十分議論していただきたいというふうに考えておりますし、交付税等々につきましては、私はもともと全国市長会、千葉県市長会におきましても、今は新型コロナウイルス感染症の影響で大変、地方の財政状況は厳しいということでございます。そういう中で社会保障関係経費等々につきましては、必要な財政事情につきましては的確に地方財政に反映していただくために、地方の安定的な財政運営に大変必要でございます、一般財源総額及び地方交付税総額を確保するというところで、全国市長会、千葉県市長会でも決議しておりまして、特に地方交付税の財源不足は臨時財政対策債によることではなく、地方交付税を引き上げてするようというところで、全国市長会、千葉県市長会でもしっかり決議しております。これからも国に対しまして、各自治体の組長が国にしっかり申し上げておりますので、私どももそれに沿って努力してまいりたいと考えております。

○石井委員長

丸山わき子委員に申し上げます。1回の質問時間が10分となりましたので、また次回によりしくお願いいたします。

それでは、ほかの委員の質疑に移ります。質問の際は挙手の上、発言をよろしくお願い申し上げます。

○丸山委員

続いて、質問させていただきます。

今、市長答弁の中から、消費税問題については国会の中で論議していただきたいということでありましたが、消費税増税によって八街市も大変な負担になっているんじゃないかなと。市にとって消費税の支払いというのは、事業等に関してどのぐらいの支払いをしているのか、その辺はどうでしょうか。

○和田財政課長

消費税につきましては、下水道会計ですとか水道会計ですとか、各事業会計の中で消費税に伴うものについては支払いをしているところで把握しているんですけども、今ちょっと手元に資料がないんですが、それぞれ年の中で何回かに分けて消費税の方を支出しているということは把握してございますが、金額については今すぐには出ませんので、後ほどお教えしたいと思います。

○丸山委員

この間の答弁等では、予算の中での答弁では4億円を超す、4億5千万円というような答弁もございました。消費税が引き上がるときに、保育園、幼稚園の無償化というのがありまして、このことによって八街市が負担増となるというようなことにもなりましたね。半年間は無償化でしたけれども、公立保育園、幼稚園に関しては八街市が無償化に対する負担をしなければならないというふうになりました。合わせると6億3千万円ぐらいにはなるかというふうに思うんですね。

やはりこういった消費税というのは、市にとっても、6億5千万円、大変な支払いをしていくわけですね。それから地方消費税交付金の財源というのは、低所得者ほど負担が多い消費税であるということで、コロナ禍で消費税増税によって市民生活、営業は一層大変になった。ですから、先ほど市長が消費税は国会で論議していただければという、大変気軽な答弁がございましたけれども、とんでもないと思います。本当に市財政を守り、市民を守るためにも、やはり市から、市長から消費税を減額せよと、こういった取組が今求められているのではないかというふうに思います。

そういった点で、市長の見解をいま一度お伺いしたいと思います。

○北村市長

先ほども申し上げたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症によりまして市民生活は大変大きな影響を受けております。今、丸山委員からご指摘がございましたように、消費税につきましては社会保障、幼児教育無償化あるいは大学の授業料減免の財源になっております。そして、国会内では、コロナ収束後には経済状況を好転するための対策として、消費税率を当分の間、引き下げのご意見もあるというふうに聞いておりますが、私といたしましては、消費税につきましては政府や国会における議論を改めて注視しております。

○丸山委員

やはり市民の暮らしを守る、市政をきちんと運営していくためには、消費税率の引下げというのは切実な問題であり、市を預かる市長の口から、国に対してきちんと要求していただきたいと思います、再度、私は申し上げておきます。

それから、決算書20ページの環境性能割交付金についてであります。

700万円の減額補正がされて、2千134万円となっているわけなんですけれども、消費税率の10パーセントへの引上げによって消費の反動減の対策として令和元年10月1日から自動車取得税が廃止されて、新制度の環境性能割の導入となったわけですけども、こうした措置に見合った交付額となっているのかどうか、その辺については、担当課はどのように見えていますでしょうか。

○和田財政課長

環境性能割交付金につきましては、委員のおっしゃったように令和元年10月から自動車取得税に代わっ

て導入されたものということでございまして、令和元年度と令和2年度を比較いたしましても1千85万4千円の増という形になってございます。こちらにつきましては、改定された期間というの、10月からでございましたので、それが翌年に回って入ってくるというところでございますが、少ない金額ではございますが、一応、検証とすると、入ってきているのではないかとということで考えております。

○丸山委員

私が計算するには、令和元年度は自動車取得税と、今言われた10月1日以降の環境性能割で4千万円が入っているんですね。ところが、令和2年度は2千134万円と、約半分になっちゃった。だから、国の方は、先ほどから言っていますけれども、本当にこういう制度を切り替えるごとに、地方自治体へきちんと交付しなければならぬものを少しずつ少しずつ切っているんじゃないのかと、大変私は疑問に思うところでありまして、やはりその辺についてもきちんと交付するという、そういった対応が必要になってくるんじゃないかなと。制度的に大変改悪されているという点もありますけれども、そういった点での声を上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、決算書20ページの地方交付税について、お伺いいたします。

予算では地方交付税は特別交付税5億円の災害復旧分を見込んでいたわけですがけれども、特別交付税については1億7千万円と、大幅な削減となっております。この原因は何なのか、お伺いいたします。

○和田財政課長

地方交付税につきましては全体で2億2千125万2千円の減ということになってございます。特に、特別交付税につきましては2億3千385万8千円ということで、大幅に減額になっているんですけれども、こちらにつきましては主に令和元年度の台風15号、19号、それから10月25日の台風に伴いまして、災害関係がございました。こちらにつきましては、約2億2千300万円程度が特別の財政需要額として追加されまして、令和元年度については特別交付税が4億432万1千円と、大幅に増額されました。これに伴いまして、令和2年度につきましては災害関係の特別の財政需要というのがなくなりましたので、1億7千46万3千円というのが令和2年度の特別交付税の額になりました。前々年度の平成30年度と比較すれば、平成30年度が1億7千538万8千円ということですので、ほぼ例年どおりの額で交付されたのではないかとというふうに検証しています。

ちなみに、2億2千377万8千円の特別の財政需要というのは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金分、被災住宅の補修、防災安全交付金、それから災害等の廃棄物処理、もう一つが災害廃棄物処理というのがありまして、それを合わせまして約2億2千300万円というのが需要額が減少になった理由というふうに考えてございます。

○石井委員長

質疑の途中でございますが、ここで10分程度、休憩させていただきます。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時11分)

○石井委員長

それでは質疑を再開いたします。

質疑を許します。

○和田財政課長

先ほど丸山委員からご質問があったところでございますけれども、消費税の相当額についてはどのぐらいだったかということでございますが、こちらにつきましては令和2年度、それぞれ物品費ですとか維持補

修費ですとか普通建設事業費の予算額から決算額の方で大まかに算出させていただいたところ、約4億6千400万円というような消費税の額でございましたので、ご報告させていただきます。

それから、その前の質問で、法人税の減少分があったんだけど、こちらについて、どこで補填される、収入されているのかということで、こちらは法人の交付金の方で見ているという話をしたんですけども、正確には委員がおっしゃったように、交付税の中で需要と収入額それぞれありますので、税の交付税の中で算定されているというふうなことで答弁させていただきます。

○土屋課税課長

先ほど丸山委員の方から償却資産の申告件数の方を質問されまして、私は申告書の発送件数を答えてしまいましたので、訂正させていただきます。

申告件数につきましては、令和元年度が1千772件、うち新規申告が159件。令和2年度につきましては1千734件、うち新規申告が193件。令和3年度につきましては1千787件、うち新規申告が212件となっております。訂正させていただきます。

○石井委員長

それでは、質疑を許します。

○丸山委員

それでは、先ほどの地方交付税について、若干、続きを質問させていただきたいと思います。

地方交付税38億3千734万円で、この中で特別交付金というのは用途が決まっているものですから、実質的には37億円以下になっちゃいますね。市が自由に使える財源としては地方交付税、それから臨時財政対策債、これが実質的な地方交付税になるわけですけども、プラス市税であるというふうに思います。地方交付税と臨時財政対策債を合わせても、地方交付税は2億8千万円の減である。それから市税が4千万円減ということですけども、合わせて3億2千万円、6.4パーセントの減になったわけですね、市が自由に使える、そういうお金が。

これだけ削減されれば、市民サービスへの削減につながったのではないかというふうに思いますが、その辺について、どうなんでしょうか。

○和田財政課長

地方交付税につきましては、やはり臨時財政対策債自体、国の財源が足らなくなったというようなこともありまして、それを地方と国で折半していくというような形の制度であるんですけども、ここ数年は、その一部が解消されて、その影響で臨時財政対策債が減額になってきているというところがあります。しかしながら、全体での財源不足というのはやはり解消されていないところでございますので、臨時財政対策債自体は伸びて、ずっと続いてきているというところがございます。

国の方の情報もあるんですけども、今のところの情報ではございますが、来年度については、八街のパーセントで試算させていただくと、普通交付税の方については約1千万円ぐらい微増するというような計算で、ほぼ同程度ではないかというような情報がございます。また、臨時財政対策債については、全体で約3億円程度の減額になるのではないかというふうに想定しているところでございます。

普通交付税がどれだけ伸びるかによるところなんですけれども、歳入と歳出のバランスを考慮いたしまして、あと市税収入がどれだけ入ってくるのかということにもよるとは思いますけれども、市が自由に使える額、そこを観点として見ますと、あまり期待できない部分もあるのかなということで、十分に国の動向については、今後も注視してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

地方交付税、市税の収入不足分については令和2年度は繰入れと市債で穴埋めされているというのが実態です。やはり地方自治体が一定の水準の行政サービスを確保するためには地方交付税の機能が適切にされなければならない、そういった点ではきちんと交付税の措置を保証していく、こういったことを国に求めていかなければならないんじゃないか。本当に八街市が市債でやりくりしているということになると、今後財政が成り立たなくなっていくんじゃないかと大変心配するところでもあります。

ぜひ、市長はこういった財源確保については、国に市長会を通じて言っていますということなんですけれども、八街市も地方自治体として市民の暮らしを守る、そういう立場に立ったら、もっともっと強く言っていかなければならないというふうに思いますので、ぜひ市長もそういった意見を述べていただきたいというふうに思います。

決算書38ページから41ページの財産収入、利子及び配当金の8千74円についてなんですけれども、平成30年度は204万4千119円、令和元年度は94万8千678円、令和2年度になりますと8千74円と、大幅な減少となっていますが、その原因は一体何なのか、お伺いいたします。

○和田財政課長

利子及び配当金でございます8千74円につきましては、財政調整基金積立金利子で574円と、BAY FM株式配当金7千500円となってございまして、こちら、574円というのは、預金利息による財政調整基金の振替運用をしておりました。これが、令和2年4月23日から5月11日までの18日間ということで、資金が足りなくなったときに財政調整基金から繰入れをする、支払いの資金の方に基金を繰り入れたという、その利子でございます。

なぜこれが大幅な減少になったかというのは、やはりコロナ関連事業の支出ですとか、災害関係というのもあったかと思うんですけれども、支払い準備金の方を確保するということが優先されて、それぞれ国債ですとか、そういうような運用には回さなかったというようなことが要因であると考えております。

○丸山委員

それでは、同じように41ページの利子及び配当金の中で、前年度は減債基金の積立金利子であるとか、地域福祉基金積立金利子、あるいは応援寄附金によるまちづくり積立金利子、青少年育成基金積立金利子がなくなっているわけなんです。実際には2項目の利子が計上されているわけなんですけれども、なぜ先ほど言いました積立金の利子がなくなったのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○和田財政課長

こちらにつきましても、それぞれの基金があるところなんですけれども、財政調整基金を筆頭に、減債基金や地域振興基金、地域福祉基金、青少年基金等々あるところなんですけれども、それぞれ国債や銀行の長期の預金ということで運用していたわけなんですけれども、令和2年度につきましては、先ほども申し上げましたけれども、支払い準備金の確保を優先したということで、それぞれの基金の運用をしなかったというところが、主な原因であるというふうに考えております。

○丸山委員

分かりました。

それでは、決算書47ページの市債についてなんですけれども、先ほども地方交付税の中で臨時財政対策債をちょっと申し上げましたけれども、臨時財政対策債は6億8千870万円発行可能となったわけなんですけれども、実際の発行額は、執行額に対して何パーセントの発行となったのか、お伺いいたします。

○和田財政課長

交付税を算定させていただいた中で、臨時財政対策債の額の決定というところがございまして、交付税の

額が決定したことによりまして臨時財政対策債の額も決定するのですが、多少の最終調整の金額というのが数百万円、端数の関係で出ますけれども、ほぼ算定された金額、それを臨時財政対策債ということで借り入れているところでございます。

○丸山委員

では、100パーセントということで理解いたしました。

令和2年度末の市債につきましては181億1千100万円とあるわけですがけれども、臨時財政対策債の中で、国が財源保障となっている市債は114億4千万円、63パーセントを占めるわけですね。特に臨時財政対策債は105億と、全体の58パーセントになっているということで、令和2年度の地方交付税の中で返済措置費はどのぐらいになったのか、その辺について伺いいたします。

○和田財政課長

ただいま、ちょっと資料の方が手元にございませんで、後ほど答弁させていただきます。

○石井委員長

ほかに質問を、委員の皆さん、よろしく伺いいたします。質問のある委員は、挙手の上、質問をお願いします。

○林（政）委員

1点ですけど、決算書48ページの減収補填債について、伺います。48ページは大丈夫ですよ、臨時財政に関わるんですけど。

このように減収補填債とありますけれども、2千220万円ですかね。令和元年度にはなかったんですけども、令和2年度にこれだけ減収補填債が出た。減収補填債を出すということは、やっぱり財政的にかなり厳しいということなんですけど、今後の減収補填債の見通しはどのようになりますか。

○和田財政課長

減収補填債につきましては税収入の減というところから、その財源については補填される場所もあると思うんですが、収入によりまして、今後も減収補填債の方の起債を起こしていくという可能性はあるというふうにございます。

○林（政）委員

やっぱり財政がかなり厳しくないと、減収補填債は、臨時財政対策債は国からの地方交付税で措置100パーセント、借りた人の得というか、借りたもの勝ちみたいなところがあるんですけども、減収補填債はかなり財政的に追い詰められる要素がありますので、もうちょっと明快に、これから、コロナ禍ですけども、どういうふうに、これは必要なくなるというふうに解釈した方がいいのか、このままやはりある程度、数字を見ていかなきゃいけないというふうな答弁になるのか、そこだけお聞かせください。

○和田財政課長

お答えいたします。

減収補填債につきましては、税等の減収部分というのものもあるんですけども、特に災害等の事業が起きた際に起こすものであって、一応許可制といいますか、協議が必要なところもございます。ですので、今のところは起こすということは考えてございませんで。

○林（政）委員

そうすると、これは臨時的に補填債を設けたという解釈でいいですか。分かりました。

○石井委員長

よろしいでしょうか。

ほかの委員の質問に移ります。挙手の上、発言をお願いいたします。

○木内委員

ちょっと確認なんですけれども、入湯税の徴収を可決したと思うんですけれども、入湯税の……。

○石井委員長

木内委員、決算書のページ数を申し上げます。

○木内委員

決算書47ページの雑入になるのかどうか、分からないんですけれども、ちょっと確認させてもらってよろしいでしょうか。項目がなかったのです。よろしくお願いします。

○土屋課税課長

現在、入湯税を納税していただく施設の方がいないために、項目としては計上してございません。入湯税の方なんですけれども、市内に温泉施設はあるんですけれども、減免規定の適用がされておりまして、日帰り入浴施設ということで、現在、その施設からは入湯税は納税していただいておりません。

○木内委員

その他雑入について、ちょっと説明してもらってよろしいでしょうか。

○和田財政課長

22款諸収入のその他雑入でございますが、70万7千833円、こちらにつきましては主なもので、いろいろな項目がございますけれども、職員給与等の返還金が11万7千369円、あと臨時職員雇用保険料等の返還金、過年度分のものになりますけれども、こちらが12万6千761円、それから給食費の未納分ということで不納欠損分がございます、こちらの29万1千円というところが大きいものになってございます。

○石井委員長

木内委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の質問に移ります。挙手の上、発言をお願いいたします。質疑はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、審査順1、歳入1款市税から13款交通安全対策特別交付金、18款財産収入から21款繰越金、具体的な事業を除く23款市債、歳出11款公債費、12款予備費の全委員による審査を終了いたします。

これからの審査について、あらかじめ申し上げます。審査予定表の審査順2から6の審査は、総務常任委員1人あたり1回の質疑時間は答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行います。また、委員外委員の質疑時間は常任委員会ごとに答弁を含め20分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。時間は呼び鈴でお知らせいたします。

これより審査順2、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出1款議会費に関する事項、歳出1款議会費の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。総務常任委員の質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。委員外委員の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

これより審査順3に移りますが、10分程度休憩をさせていただきます。再開後は歳出2款1項10目及び3項を除く総務費の審査を行います。職員の入替えをこの時間に行ってください。よろしくお願いいたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時46分)

○石井委員長

それでは会議を再開いたします。

和田財政課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

○和田財政課長

先ほど、丸山委員からご質問のございました、交付税の中で災害関連の公債費については幾らぐらいかということで、資料の方がなくて申し訳ございませんでした。令和2年度、本年度の需要額の中で災害関連の償還費といたしまして、約10億8千万円というのを見ているところでございます。

○石井委員長

それに関して、丸山わき子委員。

○丸山委員

いずれにしても、市債の中で臨時財政対策債の問題につきましても、地方交付税の振替財源となっておりまして、臨時財政対策債の蓄積によって財源保障の機能をますます失ってきているというふうに思います。先ほども市長が答弁されましたけれども、地方交付税の法定率を抜本的に引き上げてほしいんだということ国に要望していることを言われたんですけれども、地方財源確保は国の責任であって、果たしていかなければならない内容であるというふうに思います。地方債への依存を早急に改善するように強く国に求め、早期に改善を図るように、再度、私は市長に申し上げ、市長からも強く国に発言して、意見を言っていたきたいということを重ねて申し上げる次第です。

以上です。

○石井委員長

これから審査に移ります。

日野原議会事務局長より説明がございましたので、よろしくお願いいたします。

○日野原議会事務局長

ご報告がございました。審査予定表に誤りがございました。審査予定表、審査順3の決算書歳出のページ数になります。70ページから71ページ、80ページから83ページは除く部分になりますので、正しくは54ページから89ページになります。70ページから71ページ、80ページから83ページを、54ページから89ページに訂正をお願いいたします。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○石井委員長

これより審査順3に移ります。歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出2款1項10目及び3項を除く総務費に関する事項、歳出2款1項10目及び3項を除く総務費の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。総務常任委員の皆様、挙手の上、発言をお願いします。

○木村委員

では、何点か質問させていただきます。

決算書57ページ、成果表16ページなんですけど、市長の交際費に関しまして。

成果表の方に令和2年度は20件、年間の支出額が9万6千円ということで、かなり節約された形でやられていたなというふうに思っているんですけど、ほかの近隣の市町村の年間の支出件数と年間の支出額が出ているんですけども、それと比べてもかなり抑えられて、非常に財政的にすごく努力していただいているなというのは分かるんですけど、他市町村に比べますと1件に対する支出額が4千800円ということで、5千円を切っているんですね、八街市は。それに比べまして、ほかの市町村の1件の割合で行くと、四街道市は19件で、ほぼ同じ件数なんですけれども、15万9千420円ということで、1件あたり8千500円ということになって、かなり差が出ているんです。この価格の差なんですけれども、価格は別にしても、遜色のないものをお届けしているのかどうか、ちょっと心配しているんですけど、その点は問題ありませんか、これだけ差が、倍ぐらい違うところもあるんですけども。

○田中秘書広報課長

支出にあたりましては、市長交際費の支出基準に基づいて支出しております。また、会費等が定められているものにつきましては、5千円以下の会費というのもございましたので、そういったところで若干低くなっているものと考えます。

○木村委員

ありがとうございます。かなり努力していただいて、支出を抑えてくれているな、交際費も抑えてくれているなというのを感じさせられました。ありがとうございます。

次の質問になりますが、同じく決算書の57ページ、成果表の17ページになりますが、表彰に関して。

表彰状と記念品、20組で5万9千円、1件あたり2千950円になっているんですけど、これに対しても何か非常に少ない感じがするんですけども、これは適正な価格なのでしょうか。

○田中秘書広報課長

記念品につきましては、毎年同じものにならないようにということで、お盆ですとかペアグラス、またフォトフレームとか、物を変えております。その関係で、若干金額的にはばらつきがありますが、大体3千円相当のものをお配りしているものでございます。

○木村委員

ありがとうございます。大体3千円ぐらいの見当で毎年贈られている、品はいろいろと工夫しているということなので、今後ともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

同じく決算書57ページ、成果表18ページになりますが、新型コロナウイルス感染対策業務応援に係る旅費として4万808円を計上しておりますけれども、これはどこに応援に行ったのか、何名ぐらい、期間はどのぐらいだったのか、教えてください。

○片岡総務部参事

お答えします。

こちらにつきましては、保健所に約2か月、10名程度を派遣しております。それに係る経費でございます。

○木村委員

ありがとうございます。

これは車で通ったんですかね。

○片岡総務部参事

一週間ごとに職員の方を交代で送ったことから、電車で通う職員、また車で通う職員がございました。

○木村委員

ありがとうございます。いろいろと人手が足りないところで、こういう応援業務も必要なのかなというふうに思っていますので、これからも八街市だけではなくて、県全体を考えて行動していただければというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

やはり決算書57ページで、成果表19ページになります。

伐木等業務特別教育講習負担金ということで計上されております。また、いろんな研修センターの研修費だとか、出されているんですけども、伐木等業務特別教育講習に延べ396名が参加されて、その費用が44万5千670円ということで、1人あたり1千125円ぐらいになるんですけども、このぐらいの講習費で参加できたのかどうか、講習できたのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○片岡総務部参事

庁内研修の受講者数が延べ396名というのは、他の新規採用職員研修等を含めております。伐木等業務特別教育講習につきましては20名です。

○木村委員

20名か。

○片岡総務部参事

はい。

以上です。

○木村委員

成果表のところを見ると、庁内研修で受講生が延べ396名になって、その下に新規採用研修及び伐木等業務特別教育講習という形になっていましたので、人数的に、こんなにたくさん研修を受けて、この費用であがったのかなと、ちょっと不思議に思ったので質問させていただきました。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

同じく、決算書57ページ、成果表20ページになります。

定期健康診断、人間ドック、受診率が90パーセントということなんですけれども、2年連続で未受検の職員に対しては受検勧奨通知を送付されたということなんですけれども、最終的には10パーセントの人たちはどのぐらい受診されたのか、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

受検勧奨につきましては、直接、職員に勧奨して、また管理職等にも勧奨したところでございます。年度末までに受検、人間ドック等の勧奨は行ったところでございますが、新型コロナウイルス感染が心配だとか、病院の事情でドックが遅れてしまったとかという事情もありますので、数字的に上がった実績はございます。

○木村委員

ありがとうございます。2年前の台風、また去年からはコロナ禍で、職員たちもいろんな活動をされて、

心労も大変多いと思いますので、こういう健康診断だけは100パーセント受けてもらえるように、ぜひ推進していただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

決算書59ページ、成果表22ページになります。

人権教室の開催について、コロナ禍で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人権に関する相談業務は行えなかったのか。人権に関する問題なので、後回しにしていい問題なのか、待てる問題はちょっと少ないのかなというふうに思っておりますけれども、中止されたということで、代替として何か相談窓口を設けられたのかどうか、確認したいんですが。

○片岡総務部参事

人権教室につきましては、令和2年度、小学校1年生を対象とした教室ですが、コロナ禍の関係で中止しました。これにつきましては今年度、スライドしまして実施する予定で、今考えております。

また、人権や行政相談につきましては、コロナ禍で相談窓口を中止した月もございますが、そのほかに電話での相談もできますので、それをご案内しているところでございます。

○木村委員

ありがとうございます。いろんな問題を抱えている人が多いので、こういう窓口を閉じないように、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

決算書59ページになります。成果表26ページ。

例規集データベースシステム管理費ということで、253万円が計上されていますが、昨年の例規集データベースシステム管理費は411万1千405円ということで、今年度と比較しますと、160万円ぐらい下がっているんですが、この理由は何でしょうか。

○片岡総務部参事

例規集データベースシステムにつきましては、令和元年度にプロポーザルにより業者を選定したことから、令和2年度から経費の方が下がったという状況です。

○木村委員

ありがとうございます。

経費だけの問題で160万円も下がりましたか。システムの契約の内容がちょっと変わったとかじゃなくて。

○片岡総務部参事

基本的な契約の内容につきましては、変わってございません。

○木村委員

ありがとうございます。しっかりしたデータベースシステムの管理をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

決算書61ページ、成果表28ページになりますけれども。

今、新聞の発行部数が減少しておりますけれども、市のホームページの閲覧数は逆にかなり増えております。前年から比べますと、去年は50万8千146回、ホームページにアクセスしたと。令和2年度になると74万941回になっておりますけれども、この要因はどんなことなのか、どう分析されているのか、お伺ひいたします。

○田中秘書広報課長

広報の閲覧数が伸びてきているのは、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によるものだと判断しております。市民が必要な情報ということで、ワクチンの情報ですとか、新型コロナウイルスの発症状況とか、そういったものを知りたいということで急激に伸びてきたのではないかと考えております。

○木村委員

ありがとうございます。なかなか新聞を取っておられる方も少なくなってきましたけれども、若い人たちはどうしてもSNSとか、そういうネットを使って情報収集しているようなので、若い人たちも見てくれているのかなというふうに思って、私は解釈したんですけれども。これからもいいホームページを作っていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

決算書69ページ、成果表44ページになります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の具体的な取組、バスだとかタクシーが感染拡大防止を図っているということなんですけれども、どんな取組をされているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○渡邊企画政策課長

地域公共交通支援事業費100万円ということよろしいでしょうか。

○木村委員

はい。

○渡邊企画政策課長

これにつきましては、市内の路線バス事業者、それからタクシー事業者に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策を取っているということを踏まえまして、バスにつきましては1路線20万円、それからタクシーにつきましては1企業に対しまして10万円を交付したものでございます。

○木村委員

交付は分かるんですけど、大体どういう対策をしたのか、具体的なものが分かれば、教えてください。

○渡邊企画政策課長

まず、車輻における抗菌、抗ウイルス、消臭対策、それから乗務員のマスクですとか、事業所における消毒液、それからバス車輻の飛沫防止シート、こういったものを設置いたしまして、感染症の予防に対応していただいております。

○木村委員

ありがとうございます。一般的な消毒液だとか、そういうことで対応されたということなんですけれども、今はバスとか車に小型の、そういう空気改良装置なるものがありまして、試験的に運航しているところもありますので、そういう装置を車に搭載して、滅菌だとか、そういう予防対策をしているところもありますので、バス会社だとかタクシー会社に勉強していただいて、搭載していただければ、より安心かなと思いますので、その辺の指導の方もよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

決算書69ページ、成果表45ページ。

交通安全関係団体への補助金とか負担金で60万1千円を支出しているんですけれども、交通安全関係団体というのは具体的にはどういう団体なのか、教えてください。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては、決算書の方にも書いてありますが、佐倉地区安全運転管理者協議会、並びに佐倉交通安全協会八街支部連絡協議会でございます。

○石井委員長

木村委員に申し上げます。20分、時間がたちましたので、ほかの委員の次に、またお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、総務常任委員の質問に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。挙手の上、発言をお願いいたします。

○林（政）委員

決算書57ページ、総務課の職員研修費について、お伺いいたします。

コロナ禍でいろいろ大変なんですけど、これを見ると八街市の職員は県内にとどまっている研修がほとんどかなというふうに思うわけですね。もっと県外にも、国外と言ってもいいと思いますけど、県内からもっと若手職員をどんどん外に出すような政策を取っていかないと、やっぱり人材が育たないというふうに認識しております。この金額でよろしいか、あるいは伸びしろがあるのかどうか、ご返答というか、回答をお願いいたします。

○片岡総務部参事

職員研修につきましては、当然、職員の資質の向上等、高めることを目的として、研修派遣や庁内研修を実施しているところであります。創造的な思考で行動できる職員、新たに課題へ挑戦できる職員などを増やすためには、今後、職員研修については検討する必要があると考えております。その中で、長期派遣等も含めて検討する必要があると考えております。

○林（政）委員

やはり市長の意向もかなり働くと思うんですね、職員の研修に対しては。総務課で多分、派遣すると思うんですけども、決済するときに市長決裁を仰ぐような、例えば外部出張で10万円ぐらいかかるとか、そういうことも中にはあるかと思うんです、長距離の。その辺、市長は今後の人材育成に関してどのようにお考えでしょうか。

○北村市長

実は職員のスキルアップということで、研修を行っているところでありますけれども、今、林委員からご提案がありました、いろんな意味で見識を広めるということで、全国にも派遣したらどうかということでもありますけれども、今はコロナ禍という状況でありますので、コロナが収束しましたら、今、林委員が申されましたご提案につきましてはしっかりと研究して、私どもも実行に移せるように努力してまいりたいと思います。

○林（政）委員

次に、決算書67ページ、千葉県JR線複線化等促進期成同盟負担金が6千円、消耗品費1万3千200円。

八街市の課題の1つに、人口減少を止めるという役割があったわけですね。この中でJR線の複線化というのは非常に重大な問題だと思うんですね。この金額で、この数字で効果が出たというふうに認識しているのでしょうか、企画政策課としては。

○渡邊企画政策課長

この負担金につきましては、千葉県JR線複線化等促進期成同盟に対する負担金でございまして、会長は千葉県知事になっております。八街市といたしましても、全県的な期成同盟によりまして、JRですとか、あと国に対して要望する中で、総武本線の利用促進ということで努めているところでございます。

昨年度につきましては、期成同盟の要望の中で、総武本線に関する事項といたしましては、通勤通学時間

帯の普通列車の増発、それから終電電車の繰下げということに関しまして、要望を行っております。そういった中で、実際の成果とおっしゃられました、今年3月のダイヤ改正におきましては、普通列車の一部におきまして時刻の変更があった程度でございます。その前の2020年度の改正につきましては、やはり普通列車の一部時刻の変更ですとか、あるいは特急しおさいの時刻の変更などが行われております。JRといたしましても、設備投資が非常に厳しい状況になっております。今後も期成同盟を通じまして、粘り強く要望を行ってまいりたいと考えております。

また、市単独と申しますか、八街市と山武市、酒々井町で総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会を設置しておりますが、コロナ禍におきまして、JRの方に要望活動を行いたいということで申出は行っておりますが、なかなかJRの方も、コロナ禍ということで要望活動が行えない状況でございます。

○林（政）委員

現行、7時19分の快速1本しかないじゃないですか。佐倉で6両増量して15両編成と。やはり成東、八街は300メートルのトラックを持たないと15両編成は来ないわけですから、今、課長がおっしゃられたように、現状ではさらに快速の増発が大変肝要かなと思うんですけど、その辺はどうしたらできるというふうになりますか。この予算ではかなりきついと思いますけど、いかがですか。

○渡邊企画政策課長

期成同盟に対する負担金は6千円でございますが、それ以外におきましても、市単独でのJRに対する要望などは、コロナ禍が落ち着きましたら行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○林（政）委員

そのようによろしくをお願いします。

最後に、決算書73ページ、一般会計の事務改善推進費。

例えばごみの有料化は事業継続、現状維持という外部評価結果が出ておりますけれども、この中にいろいろありますけど、消防団の統廃合については事業継続、見直し・改善という外部評価が出ていますけれども、これはどのような評価になったのでしょうか。

○渡邊企画政策課長

外部評価の中で、確かに評価といたしましては事業継続で、見直し・改善ということになっておりますが、その中のコメントといたしましては、消防団にはどういう役割が求められているのか、どういう連携が必要になってくるのかということも含めて、区ですとか消防団、それから市がそれぞれの議論を重ねていく必要がある、その上でできるだけ合理化を図っていくことを期待するというような内容になっております。

○林（政）委員

具体的にはどのようなことを指していますか、協議するとか、会議を持つということですけど。

○渡邊企画政策課長

委員が協議した内容につきましては、担当課の方にご連絡させていただいて、今後の見直しと申しますか、見直し・改善ということで通知させていただいておりますので、今後その中で検討されていくというように考えております。

○林（政）委員

担当課というのは企画政策課じゃないんですか。これを見ると、企画政策課がやっているように見えますけど、防災課ということなんですか。

○渡邊企画政策課長

外部評価につきましては、対象とする事業の関係課に来ていただきまして、ヒアリングをする中で、委員からご意見を頂戴して、その意見を担当課に投げかけているという状況でございます。

○林（政）委員

担当課として投げかけたところは防災課ですか。

では、防災課に、今の企画政策課の意見を踏まえて。そちらの方に投げかけたそうですけれども、いかがですか。

○宮澤防災課長

外部評価につきましては、結果も防災課の方へいただいております。

消防団の統廃合なんですけれども、企画課長の方からもお話がありましたが、消防団だけではなく、消防団と区、地元がかなり密接な関係に現状なっておりますので、そちらについても考慮した上で、例えば消防団本部と消防団だけではなく、区とか区長とか、その辺も絡めた中で話合いの場を設けていかなければならないと思います。また、統廃合の必要性については、担当課としても、必要が将来的にはあるんだろうとは考えております。

○林（政）委員

八街市の消防団の定員は450名ということなんですけれども、実際に稼働しているのは300人そこそこということなので、今、課長がおっしゃられた、区長も含めて、いろいろな会議を持たれて、一刻も早く消防団の在り方について、結論を出していただき、それに沿っているいろいろ動いていただきたいと思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに、総務常任委員の質疑を許します。

○新見委員

決算書59ページ、訟務関係費。

これを見ますと、顧問弁護士委託料93万5千円と、非常に安い金額で顧問になっていただいている、よろしいんですが、令和2年度の法律相談件数が11件というのは、市の相談件数としては非常に低いと思うんですがなにか。

○片岡総務部参事

顧問弁護士による法律相談につきましては、市の行政関係での相談になりますので、例年この程度になっております。法律相談につきましては、各課等、庁内で問題があることについて、相談されている件数です。例年この程度の件数となっております。

○新見委員

もう一つ、訴訟件数2件となっておりますが、これは市から訴訟したのか、それとも訴えられたのか。できれば、どういう内容だったのか。

○片岡総務部参事

1件につきましては、相手方からなんですけれども、通行地役権の請求の事件でございます。内容につきましては、土地の購入者がJR八街駅前広場に通行地役権がある旨の主張をして、提訴したものでございます。

もう一件は処分取消し請求事件でございます。市内に土地建物を有する者が固定資産税の賦課処分の取消しを求めて訴訟を提起したものでございます。

○新見委員

結果はどうになりましたか。

○片岡総務部参事

処分取消し請求事件につきましては、本市の勝訴で終了しております。

もう一件につきましては、まだ継続して実施しているところでございます。

○新見委員

ということは、もう一件につきましてはこれからまだ、どんどん訴訟費用が増えるということになりますよね。

取りあえず何月で切っているんですか、これは。

○片岡総務部参事

訴訟追行費用につきましては、1件でも、金額が決まっていますので、これから増額することはございません。ただ、事務費の方はもしかしたら、それによって増額する必要がある場合もございます。

○新見委員

ということは、訴訟といっても、裁判所で提訴しているとか、そういうことではない、だから費用は増えないというふうに考えてもよろしいですか。

○片岡総務部参事

訴訟を始めるにあたって、着手金と報酬を最初に決めて、裁判に臨んでおりますので、実際に裁判所に行って、弁護士の方で裁判を実施しているところでございます。

○新見委員

裁判は継続しているんですね。普通、弁護士は裁判所へ行くたびに1回3万円だったり、5万円だったり、プラスアルファされますよ。おかしくないですか。

○片岡総務部参事

まだ1件については終了しておりませんので、終了したところで旅費等の事務費の方は請求されるということになります。

○石井委員長

よろしいですか。

それでは、ほかに総務常任委員の質疑を許します。

○木内委員

先ほど木村委員も質問したところなんですけれども、決算書57ページの方なんです。

健康診断未実施の方なんですけれども、企業で言えば業務停止とか、出勤停止処分を受けてもおかしくない事案でありまして、市の方の対応が非常に甘いと思うんですけれども、その辺の決意を含めてですけれども、きちんとこれは受けなければいけないんですよね、受けさせなければいけないし、お互いにしなければいけない事項ですので、その辺について、ちょっと甘いんじゃないかと思うんですけど、お伺いします。

○片岡総務部参事

総務課としても職員には100パーセント、健診の方を受けてもらうように、粘り強く、未受検者については勧奨を行ってまいりたいと考えております。

○木内委員

業務命令も含めて、ぜひお願いしたいと思います。健康に関わることであり、もし職員に何かあったとき

に、一番困るのは家族であり、本人でもあります。甘く考えないでいただきたいと思います。

次に、決算書59ページの10万円支給についてなんですけれども、成果報告書の24ページになりますが、99.5パーセントと、非常に頑張っていたんですけれども、この0.5パーセントについて、お伺いします。

○片岡総務部参事

給付金の辞退、書類を出しての辞退、また出さないで辞退する方、あとは、住所、住民票はございますが、八街市に在籍していなかった方がいらっしゃるというふうに検証しております。

○木内委員

せっかくの支援でありましたので、市内在住の人、全員に伺っていれば結構だと思います。

次、決算書65ページになりますが、交通事故等があったと思うんですけれども、保険金支払いの件について、お伺いします。

この7件についてなんですけれども、全て物損事故であるのか、市の過失等はどうだったのか、お伺いします。

○和田財政課長

こちらの7件、公用車の修理等を保険により賄うことができたということで、支払件数は7件、こちらにつきましては、保険会社から直接、修理会社の方にお支払いを行ったものでございまして、決算書の方には記載の方が直接はございません。

公用車の関係、車輻の対物事故ということで障害物に接触したものが1件、車輻と対人ということで自転車と接触したものが1件、あとはバックしていたところで障害物に接触したのが1件、車輻の修理ということです。それから同様に、バックしていたところ、相手車輻に接触したというのが1件。あとは、駐車時にガードレールに接触したというのが1件。それから、駐車場敷地内で買物カートに接触したものが1件というような内容になってございます。

○木内委員

自転車との接触があったということですので、運転には十分注意していただければというふうに思います。自転車の方のけがというのはどうなんでしょうか、大丈夫だったんですか。

○和田財政課長

自転車の方につきましては、特にけがもなく、接触しただけということになります。

○木内委員

続きまして、決算書67ページなんですけれども、公共施設等マネジメント推進事業費ということなんですけれども、こちらは研修のみということなんですけれども、これから公共施設のマネジメントについては非常に重要な事案だと思います。今後の進展について、お伺いします。

○和田財政課長

公共施設等マネジメント推進事業費でよろしいでしょうか。こちらの6千800円については消耗品費、関係図書を購入ということで需用費の支出としてございます。公共施設等のマネジメントといいますと、例えばPFIも含め、外部の知恵も入れながら、今現在は八街市庁内に、それぞれ持っている普通財産等の利活用検討委員会というのを設置いたしまして、その中で今ある財産について、今後どのような形で利用していこうかというのを、外部の知恵も入れながら、検討を進めているところでございます。

そうした意味で、推進事業費というのは、今後どのような形の事務費を使っていくか分からないですけれども、土地の利活用を含めた、そういう検討委員会の事業は推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木内委員

利活用については非常に重要なことだと思いますので、できるだけ早いうちに会議等を開いていただきまして、方向性を示していただければというふうに思います。

続きまして、決算書79ページ、成果表の方は65ページなんですけれども。

こちらの徴収の方で差押え件数が372件ということで、滞納者数はそれほど変化していないんですけれども、差押え数が減った、そういった原因について、お伺いします。

○酒和納税課長

差押え件数が減っている理由ということなんですけれども、ただいまおっしゃいましたように、令和2年度末時点の差押え件数は372件ということでございました。また、令和元年度は762件、平成30年度は864件というような結果となっており、減少した主な理由といたしましては、令和元年度に減少したというのは当然、9月、10月における災害で被災された方々に十分配慮した結果になっております。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月7日から6月23日まで徴収制限を行ったことなどによるものと考えております。

以上でございます。

○木内委員

徴収については十分配慮していただいて、これからもしていくべきだと思います。払えない人と払わない人では全然違いますので、配慮の方をお願いします。

以上です。

○石井委員長

ほかに、総務常任委員の質疑に移ります。

○丸山委員

総務常任委員会に付託されている歳入のところから、お伺いしたいと思います。

決算書26ページ、27ページの国庫補助金で、総務管理費補助金の中で調定額が78億2千163万1千885円に対して、収入未済額が4千839万8千円となっております。収入未済額となった理由はどのようなことなんでしょうか。

○和田財政課長

ただいま資料の方が手元にございませんで、後ほど調べてご回答させていただきます。

○丸山委員

次に、同じく国庫補助金なんですけれども、同じ27ページです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金が入っているわけなんですけれども、969万1千円ですね。この間のシステム整備事業関連費の総額はどのぐらいになるのか、その辺についていかがでしょうか。

○石井委員長

丸山委員に申し上げます。この項目につきましては文教福祉の質疑になりますので、ちょっと分かりづらくて恐縮ですけれども、文教福祉の質疑の歳入の方でお聞きいただければと思います。よろしく申し上げます。次の質問に移っていただければと思います。

○丸山委員

分かりました。

それでは、決算書30ページ、3項の委託金については大丈夫ですね。

○石井委員長

はい。

○丸山委員

これにつきまして、決算書31ページ、自衛官募集事務費委託金なんですけれども、前年度は3万3千円だったのが8万8千円となっております。増額となった理由は何だったのか、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

自衛官募集事務費委託金につきましては、本市では広報やちまたに募集案内の掲載と、JR八街駅自由通路にポスター掲示に関する経費を要求しているところをごさいますて、例年ですと3万3千円程度の委託金しか交付されてございませんでしたが、経費からいきますと40万円ぐらいの経費がかかっているところをごさいますて、令和2年度につきましては8万8千円の交付がございました。

○丸山委員

従来と、広報やちまたと駅自由通路にポスターなんかを掲示するというのは今までと変わらなかったわけでしょう。なぜこれが増えたのか、何か案分があつての対応だったのか、それともほかに業務が増えたのか、その辺について、お伺いします。

○片岡総務部参事

業務が増えたことはございません。毎年、実績として申請してございますが、事務費の地方公共団体委託費の配分で、このような配分になったと考えております。

○丸山委員

じゃあ、全国的にこういった配分増になったということで理解してよろしいんですか。

○片岡総務部参事

本市では実績として、自由通路のポスター掲示とか、広報やちまたに掲載しておりますので、そういう経費がかかってきたことから配分が増になったと考えております。

○丸山委員

自衛隊への協力として、青年名簿の公表というのは、八街市は公表に協力しているのかどうか、そこに対する、こういった補助金の増になっているのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

現時点では従来どおり閲覧という形で実施しております。

○丸山委員

閲覧ということのようなんですけれども、本当にそれが個人情報的に閲覧可能なのかどうか、その辺についてはどのような見解があるんでしょうか。国がやることだから仕方がないということなのか、閲覧させていない自治体もあるわけです。そういった取組については、どんなふうにお考えでしょうか。

○片岡総務部参事

本市では、自衛隊法とか住民基本台帳法で閲覧は可能であるというふうに認識しております。

○丸山委員

やはり市民の中には望まない方もいらっしゃるわけです。そういった点では、一律にこういった対応策が取られるというのは、果たして、いかななものかというふうに思います。ぜひそういった点では、ご配慮いただければなというふうに思います。

それでは、総務の歳出で、まず決算書55ページからお願いいたします。

決算書55ページの総務費、これは2億円の不用額が出ています。この要因は何だったのか、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

総務課担当分で言いますと、特別定額給付金の給付事業の最終的な補助金の確定が2月ということになり、返還事務等の手続を行った精算のために補正は行ってごさいません。それが約7千万円。それと、選挙費につきましては、千葉県知事選挙が3月執行のために減額の精算補正ができなかったことから、不用額が発生したということでごさいます。

○丸山委員

大変な額ですけれども、市全体では約15億円という不用額になっているわけですね。前年度も15億3千万円と、毎年のように大変な不用額があるわけですけれども、市民の目からは、予算の積算根拠に対して、これだけの不用額が出るというのは疑念が生じるのではないかというふうに思います。それから、予算の承認を求めた議会に対しても、いかがなものかというふうに思います。

やはり多額の不用額が想定される場合には、事業がある程度確定した時点で、速やかに減額補正をする、市民サービスのために有効活用していく、これが本来の行政の在り方ではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○和田財政課長

不用額なんですけれども、歳入歳出差引残高で約10億円が算出される中で、不用額が多額になっているところになるんですけれども、歳出の面で言えば、特定財源が充当される事業ですとか、一般財源のみの事業の繰越しとなれば、歳出できる予算として繰り越すだけでございますので、対予算としては支出していないので、残額が不用額になります。

このうち、一般財源分だけが繰越財源として残額から差し引かれますけれども、歳出につきましては、契約額が予算よりも低い場合でも、事業完了までには変更契約があるかもしれないということもございまして、年度途中でも、速やかな契約ができれば補正等の減というのもやりまして、新たに再配分という形も考えられるんですが、年度が迫ってきた中ではなかなか補正という対応ができないところもございまして、そのまま執行残として不用額になるところもございまして、年度末までに確定できない場合もありますし、年度末にならないと支出額が確定しないような、そういう性質の補助金ですとか負担金ですとか、そういうものも結果として出てきますので、そうした場合には残額が大きくなってしまいうふうに考えているところでございまして。

歳入の方ですけれども、市税や交付税など、何にでも充当できるような一般財源につきましては、予算より多く収入されていけば特定財源とセットで事業費に充当されるので、もしその事業をやらなければ、事業繰越しとなれば、その一般財源分は充当先がなくなってしまうので、不用額といいますか、単純に歳入のあまりとなる、一般財源のみを財源としている事業に残があれば、その分も歳入としては未執行の部分となるというような考え方の中で、不用額というのは、繰越分、令和2年度については大きい金額もございましたので、不用額は大きくなっているものというふうに分析しています。

○丸山委員

不用額は当然だというような答弁なんですけれども、例えば防災費の中で、国土強靱化の地域計画策定業務は768万9千円の予算だったんですが、半分の385万円で委託業務を終了しているわけです。こういったものは終了した時点で、不用額としてきちんと対応していくべきじゃないか。工事契約についても、なるべく早く工事契約を、今、しているようなので、それに対して減額補正していくとか、そういうことが必要じゃないかなというふうに思いますけれども、不用額に対して減額補正の指導、こういったものをきちんと確立していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてはどのように

お考えでしょうか。

○和田財政課長

入札等で年度当初、早めに事業を執行したいということで、早めに入札案件を上げていただきまして、そうすれば入札の差額というのが出てまいります。そうした場合につきましては速やかに、直近の議会の中で、補正予算で減額していただくというのが本来のところでございます。それにつきましては、それぞれ6月、9月、12月という定期の補正をやる際には通知文の中で、速やかに差額が確定したものについては減額することというのを、財政課から各庁内に通知しているところですので、今後も通知の方はしていきながら、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

ぜひ減額補正に対する指導をやっていっていただきたいなというふうに思います。

決算書57ページの秘書関係費、市長交際費についてであります。

先ほども木村委員から質問がございました。予算90万円に対して9万6千円となった要因は何だったのか、お伺いいたします。

○田中秘書広報課長

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種団体等が主催します総会、研修会、また懇談会等が軒並み中止となりまして、市長が出席するような機会がなかったということで、大幅な減となっております。

○丸山委員

コロナ禍の中で、いろいろな懇親会等が取りやめになってきたという中で、令和2年度は懇親会に3件、参加しているということで、やはり懇親会というのは飲酒を伴うだろうと思われるわけですが、本当に主として市政に関わる活動とは言えない場合が多いという点で、飲酒を伴う宴会などへの出席は個人負担が原則だろうというふうに思うわけです。

これを機に、公費による支出は検討していくべきではないかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○田中秘書広報課長

市長が出席するものということで、懇親会あるいは懇談会等につきましては、関係する業務や地域における現状、課題等に対して直接聞ける貴重な機会だと思っております。日頃の行政への協力に対する謝意を表すこと、また、市行政に関係する団体等と良好な関係を維持していくことは大変重要であると考えておりますので、市の公務との関係性において、その必要は認められるものであると考えております。

○石井委員長

質疑の途中でありますけれども、昼食のため、ここで休憩させていただきます。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前12時00分)

(再開 午後 1時12分)

○石井委員長

それでは会議を再開いたします。

和田財政課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○和田財政課長

先ほど丸山委員よりご質問のありました決算書27ページの総務費、国庫補助金の収入未済額につきまし

て、4千839万8千円の収入未済額の内訳といたしまして、こちらにつきましては企画政策課の新型コロナウイルス感染症対応分の事業費と、市民課の社会保障・税番号システムの事業費でございます。

新型コロナウイルス感染症対応の内訳といたしましては、新生児応援給付金事業費308万7千円、小学校ICT環境整備事業費119万2千円、中学校ICT環境整備事業費53万3千円、小学校体育館トイレ改修事業費3千553万3千円、中学校体育館トイレ改修事業費382万4千円となっております。

続きまして、歳出の方でございます。歳出の決算書55ページの総務費の不用額2億299万1千167円の内訳でございますが、件数が多くて、大きい金額の主なもののみ申し上げますと、災害廃棄物処理業務4千294万1千898円、それから特定定額給付金3千940万円、第1庁舎空調設備更新工事1千322万8千800円、通知カード・個人番号カード関連事務負担金1千216万6千600円というふうな形になってございます。

ご答弁申し上げます。

○石井委員長

続いて、黒川システム管理課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○黒川システム管理課長

先ほど丸山委員から質問のありました、社会保障・税番号制度システムの改修費の総額でございますが、平成26年度から令和2年度までで1億770万8千円で、内訳ですが、国庫補助金が7千708万7千円、残りの3千62万1千円は交付税措置されておまして、全額、国費での賄いとなっております。

以上です。

○石井委員長

それでは質疑を続けます。

歳出2款総務費について、総務常任委員の質疑をお願いいたします。

○丸山委員

先ほど私は市長交際費について質問しておまして、時間になってしまったので、ちょっと中断してしまいましたが。

秘書課長の方から、市長交際費に関わる規定がある、その規定の中で対応しているということで、市長交際費で懇親会等へ出席の必要はあるというような、そういう答弁があったわけなんですけれども、今はコロナ禍でなかなか、そういった懇親会等が開催されていないんですけれども、今後は、コロナが終わってからも、こういった懇親会に関わる場所では、もう少し慎重な取組が必要ではなからうかと。懇親会がなければ、これだけの軽減になっているわけですからね。市民感覚から行けば、やはり市民の感情に合致した、そういった取組を今後検討すべきであるというふうに思います。そういった点での今後の在り方、秘書課長はどんなふうにお考えでしょうか。

○田中秘書広報課長

市長交際費につきましては市民も大変関心を持っているところだと思います。また、そのような中で、今後につきましても適切な支出については心がけてまいりたいと考えております。

○丸山委員

私は現在の規定も見直す、そういった対応策もぜひ検討していただきたいということを申し上げておきます。

次に、決算書57ページの職員研修費です。

これも先ほど来、皆様から質問されているところではありますが、105万円の予算に対して50パーセン

トの執行率になっているわけですが、50パーセントにとどまった理由は何だったのか、その辺について、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で人事評価制度の庁内研修の中止や、千葉県自治研修センター等の一部の研修が中止となったことから、派遣する職員の減少による減となっているところでございます。

○丸山委員

コロナによる減ということで、職員研修だけではなくて、あらゆる各課でコロナにより事業がどうしても縮小せざるを得ない取組になったということは承知しているところですが、説明書の中で、19ページなんですけど、この中で庁内研修が延べ396人、千葉県自治研修センターが延べ12名、印旛郡市広域市町村圏事務組合で延べ44人、その他で延べ10名、合計462名となるわけですが、延べではなくて何人となると、どのぐらいの人数になるのでしょうか。

○片岡総務部参事

複数の研修を受けている職員がいるところでございますので、その辺はちょっと申し訳ないんですけども、数値としては把握していないので、すみません。

○丸山委員

研修というのは、先ほど来、職員の皆さんに勉強していただいて、これからの行政運営にどう活かしていただくのか、そういった点では大切な場だということで、それを保障しなければならないというふうに思うわけなんですけれども、552名の職員がいて、令和2年度は何名の職員がこういった研修に参加できたのか、延べではなくてね、できたのかという点では、やはり研修計画の策定が必要じゃないかなというふうに思うわけなんです。その辺については、研修計画の策定というのがされた中で、こういった研修が進められているのか、その辺はどうでしょうか。

○片岡総務部参事

八街市の職員人材育成基本方針により、八街市が目指す職員像を目的として、年度当初に研修計画を立てているところでございます。全ての職員が有意義な研修を受講できるよう、今後とも多くの研修を受講できるよう、取り組んでいきたいと考えております。

○丸山委員

私はある程度の長期計画というのは必要じゃないかと思うんですね。今後、職員の政策力、そういうものを、もっともっと力をつけていく必要があるんじゃないか。それから、職員自身が積極的に勉強するために、職員のニーズにどれだけ応えた研修内容にしていくのか、そういうものも求められるんじゃないかなというふうに思うんです。単年度でこういう計画ですよ、ではなくて、長期にわたって職員を育成していくという、そういった体制が必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○片岡総務部参事

現在は階層ごと、例えば新規とか初級、中級、採用後の経験によった研修、新たなポスト、課長とか課長補佐級の研修、階層ごとの研修とか、あとは職場で必要な研修、あとスキルアップが必要、異動等で配置された場所で必要な研修、あとは庁内で、それぞれの課で必要な研修ということで、現在は計画を立てているところでございますが、今後は長期的な視野を含めて検討していきたいと考えております。

○丸山委員

今までいろんな事業計画に関しては委託という方向が圧倒的に多かったわけなんですけれども、やはりその辺は政策能力をアップさせて職員自らが市民と一緒に作り上げていくと、そういった計画を今後はやっていかなければならないんじゃないかなと。そういう意味でも職員の力量を高めていく、政策能力を高めていくといったことで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、同じく決算書57ページ、職員厚生費、先ほど来、これも委員から出ておりましたけれども、定期健康診断の受診率が年々下がってきているわけですね。平成30年度は95パーセント、令和元年度は94パーセント、令和2年度は90パーセント。それぞれ、令和元年度は災害があったから、令和2年度はコロナということのようなんですけれども、今年度はどのような傾向になっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○片岡総務部参事

今年度におきましては定期健康診断、集団での健康診断は終了したところでございます。その結果についてはまだちょっとこちらでは把握していないんですけれども、今後は人間ドックでの受診が増えてくると思いますので、その辺については、職員の健康診断の実施について、周知を行ってまいりたいと考えております。

○丸山委員

やはり災害のときこそ、またこういったコロナ禍のときだからこそ、職員の皆さんに健康であっていただきたい。そういう意味では、本当に忙殺される中で健康診断を受けていられないという、そういった立場の方も多くいらっしゃるかと思うんですけれども、ぜひ最優先に対応していただきたいというふうに思います。

それから、職員が健康で生き生きと働けるためには福利厚生の充実というのが本当に求められているというふうに思うんですけれども、健診率の向上と併せて、休暇の取得はどんなふうになっているのか、どうでしょうか。

○片岡総務部参事

年次休暇につきましては、平均で11日間となっております。

○丸山委員

平成30年度なんですけれども、市町村職員の取得状況というのは11.7日というようなことで統計が出ているようなんですけど、やっぱり少ないですね。そういう意味でも、休暇をきちんと取れる体制づくりが必要ではなかろうかというふうに思います。

そういった点でも、やはり人手不足というようなことも手伝っているのではないかなというふうに思いますが、そこら辺の配慮はどんなふうになっているのか、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

職員の配置につきましては毎年度、各課等との協議によって配置しているところでございます。また専門職、保育士や保健師、土木や建築等については今不足している状況でございますので、一定の数を採用するように、採用計画を立てているところでございます。今後も適正配置ということで、各課等と協議しながら配置を進めていきたいと考えております。

○丸山委員

年間20日間の休暇が保障されているわけなんですけれども、その休暇が取れないというのはやはり問題だろうと。ぜひ職員の皆さんがゆっくりと休む時間を取るという点での保障をきちんとできるような人員配置を求めたいというふうに思います。

それから、決算書59ページの特別定額給付金給付事業費なんですけれども、短期間の取組で、本当に担当課の皆さんは大変であったというふうに思います。ご苦労さまでした。

この中で、時間外手当について、231万6千400円とありますけれども、職員の時間外勤務は時間的にはどのくらいだったのか、その辺について、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

5月が一番忙しいというか、発送から申請までが集中したところがございますので、トータルで804時間でございます。

○丸山委員

その中で一番、長時間の時間外を要した方はどのくらいの長時間だったのか。

○片岡総務部参事

最大の時間外を行った職員で62時間です。

○丸山委員

一気に対応しなければならないということで、大変な職員の皆さんへの負担であったわけですが、ちょっと市長にお伺いいたします。緊急事態宣言が出されているわけですが、市民の暮らし、また市民の営業の状況というのは大変悪化しているところで、せんだってでも営業者に対する支援策を検討することが答弁されているわけなんですけれども、特別給付金は1回きりだったんですけれども、1人10万円が支給されたことで、本当に市民の皆さんも、自営業者の皆さんも息がつけたというふうに思うわけです。やはり1回きりではなくて、継続的な支給を国に求めていくべきではないかというふうに思いますが、その辺について、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○北村市長

先般の定額給付金におかれましては、職員は本当に市民のためを思いまして、大変、自己満足的な発言になっちゃいますけれども、他市町村に比べて八街市は頑張ったなというご意見を、ほかの印旛郡市の市町村会の組長からも、八街市の職員は頑張ったねということで、お褒めの言葉をいただきました。そういう意味で、定額給付金の市民への給付で八街市職員が本当に頑張ったということ、改めて私の方からもご苦労さまでしたと申し上げたいと思っております。

今、丸山委員から、新たな定額給付金というような話でございます。自民党総裁選挙等々がございまして、臨時国会が10月4日に開催される運びになるというようなお話を報道で聞いておりますけれども、給付金につきましては、ぜひ国会の中でしっかりと、先ほども申し上げましたけれども、しっかり議論していただきまして、コロナ禍に遭っている国民を思うような政策をさらに進めてもらいたいと願っております。

○丸山委員

定額給付金が市民の暮らしをどれだけ助けたかという点では、引き続き市長からも要求していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、決算書61ページ、広報費についてであります。

令和2年2月時点で世帯数は3万1千918世帯、発行部数は2千部減の2万部であったと。世帯折り込み部数は1万6千950部で、世帯数から行けば半数の世帯にしか広報が届いていないということになるわけですね。インターネット、スマホによる視聴というのも今かなり増えているようなんですけれども、市民全体にどのくらい行き届いているか、どのようにその辺については把握されていますでしょうか。

○田中秘書広報課長

現在、新聞の折り込み部数が1万6千500部でございまして、またそのほかに郵送が、この9月15日

号におきましては約860部ぐらい、郵送しております。そのほかに、コンビニエンスストア、スーパーなどに広報等を設置して、市民の方にお届けしているところがございます。全体としましては、先ほど丸山委員がおっしゃったとおり、世帯数に対して全てを賄うということはなかなか難しいものと考えておりますが、そのほかにツイッターやインターネット配信もしております、そこで視聴されている方もかなり増えてきたものと考えております。

○丸山委員

インターネットやスマホを使える方はいいと思うんです。それから、折り込みで広報を見られる方はいいと思います。行き届かない世帯、どういう世帯が多いかなというふうに見ますと、やっぱり高齢者ですよ。広報には大切な、市民にとって、暮らしていく上で、いろいろ広報しているわけですから、そういう意味では高齢者にもきちんと届ける必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そういった対策を取っていくべきではないかというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○田中秘書広報課長

広報紙を一人でも多くの市民の方にお届けしたいということから、今年度につきましてはポスティングの検討を始めております。現在、社会福祉協議会と協議しておりますが、そのほかにも郵便局、また宅配業者、ポスティングをやっている業者、シルバー人材センター等とも協議を進めてまいりたいと考えております。その中で、今後ポスティングが可能かどうか、検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

一人も取り残さないという、そういった市政運営の立場に立って、具体的にはポスティングの取組も進めていっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、決算書67ページ、企画費なんですけれども、公共交通対策費についてであります。

公共交通協議会負担金353万1千23円なんです、7回の会議の開催に対し、5回が書面会議となったわけなんですけれども、その内容についてはどのような内容だったのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

協議会につきましては、全部で7回実施しております、第1回目の会議を5月18日に開催しております、これが書面開催。これにつきましては、会長の選任ですとか、あと令和元年度の事業報告が主なものでございました。

それから、第2回につきましては7月1日に、やはり書面開催ということで、議題につきましては、令和3年度八街市地域内フィーダー系統確保維持改善計画の策定ということで、国の国庫補助の申請に要する協議でございました。

3回目が8月11日でございます、これは会議を開催してございます。内容としましては、令和元年度の歳入歳出決算の認定と八街市地域公共交通計画の策定についてという内容でございます。あと、報告事項といたしまして、令和元年度に実施しました地域公共交通網形成計画策定に資する調査業務報告書について、それと新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援事業補助金について、この2点に関して報告を行っております。

それから、第4回目につきましては11月17日に、やはり会議を開催してございまして、これにつきましては八街市地域公共交通協議会の会長の選任、それから八街市地域公共交通網形成計画における目標達成状況、それから八街市地域公共交通計画策定に係る各調査の結果についてを議題としてございます。

それから、第5回として、1月18日に書面開催により開催してございますが、議題としては地域公共交通確保維持改善事業の事業評価ということで、国庫補助事業の事業評価についてを議題にしてございま

す。

それから6回目につきましても、2月8日でございますが、書面開催としてございまして、議題としては地域公共交通計画の素案、それから令和2年度公共交通協議会歳入歳出の補正予算についてを議題としてございます。

それから、第7回といたしましては3月22日に、やはり書面開催ということで、令和3年度の八街市地域公共交通協議会事業計画の案、それから令和3年度の八街市地域公共交通協議会歳入歳出予算の案についてを協議しているところでございます。

以上、7回につきまして、実施したところでございます。

○石井委員長

丸山わき子委員に申し上げます。お時間がまいりましたので、ほかの委員の方に移らせていただきたいと思っております。

それでは、総務常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

○丸山委員

それでは、続きでお伺いいたします。

7回のうち5回が書面での会議であったと。特に、令和2年度は、令和3年度からの新たな公共交通の在り方が十分検討されなければならなかった年だと思っております。そういう意味では書面会議で果たしてどこまでそういった議論がされたのかということで、大変疑問なところでもあります。

あわせて、令和2年度には地域の皆さんの声を聞く勉強会という形で、2か所で行われております。2か所で行われたんですけれども、本当に公共交通として市民の皆さんの希望に添えていくという立場に立つならば、コロナ禍ではありますけれども、各学区での開催が必要ではなかったのではないかとこのように思います。

市も取り組んでおりますSDGsの取組、これが本当に公共交通の中でどれだけ取り入れられてきているのか、そういった視点に立った協議がされているのかどうか、書面会議の中でもこういった取組について、きちんと説明されているのかどうか、その辺、私は疑問を持つところであります。

そういった点で、公共交通協議会の在り方について、今後どんなふうに検討されていくのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応によりまして、協議会の委員の皆様においては、市内の方だけではございません、都内の方もいらっしゃる、そういった中で協議会開催は非常に苦勞いたしました。できるだけ感染症を予防したいという観点から、確かに計画策定の佳境ではございましたが、できるだけ資料等を詳しくお送りさせていただいて、皆様方に目を通していただき、その意見をもらう形で、委員の皆様方からご意見を頂戴した次第でございます。

今後につきましては、当然、コロナが落ち着くことを期待するところではございますが、やはり緊急事態宣言下におきまして、書面開催などにつきましてはやむを得ないと考えております。

○丸山委員

コロナ禍であったから致し方ないんだということのようなんですけれども、やはり基本的な理念として、きちんと持っていかなければならないのは、一人も取り残さないという、そういった立場が絶対に必要であると。これから現在の高齢者、福祉タクシーをどのようにしていくかが問われていて、大いにこれは論議していかなければならないというふうに思いますけれども、そういった点でも、一人も取り残さないと

いう、そういう立場に立った議論と、それから今後、本当に市民の要望に応えた内容にしていただきたいと思います、このことを申し上げておきます。

次に、決算書69ページの交通安全施設整備事業費、カーブミラー等設置工事について、お伺いするものでございます。

カーブミラー設置の中で、より安全性を高めるために、私は高規格のカーブミラーを設置してほしいんだということで、毎年のように言っているわけなんですけど、担当課の方は毎年1基を目標にやりますというようなことで答弁がございましたけれども、令和2年度は実際のところ何基を設置されたのか、お伺いたします。

○宮澤防災課長

令和2年度につきましても、1基設置しております。

○丸山委員

雨や霧など、気象条件が大変悪いときに見えにくいミラーを設置しても安全は守れないわけですね。効果的な交通安全の整備を進めていくべきであるというふうに思います。

蓄熱式の高規格のミラーは通常のものよりもどのぐらい高いのか、1基でどのぐらい違うのか。

○宮澤防災課長

通常はアクリルのカーブミラーをつけているんですが、例えば800のものでダブル、800の両面でアクリルで立てた場合は14万2千円、多少前後はありますけれども。今、丸山委員の方でおっしゃった蓄熱式のもので、同様に800のダブルをつけた場合には1か所32万2千円となります。

○丸山委員

そうしますと、約1.5倍ぐらい。

○宮澤防災課長

2倍以上です。

○丸山委員

2倍ちょっとか。分かりました。

そうしますと、令和2年度の新規設置は118万4千円ですよ、新規設置はね。約2倍となりますと、100万円ちょっとということですね。100万円ちょっとで市民の安全が守れるなら、今後はこういった高規格のものを検討していてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そういった点ではどのようにお考えでしょうか。

○宮澤防災課長

確かに蓄熱式のカーブミラーが一番曇らないものだと思います。現在、アクリルのものを使っているんですが、それ以外にステンレスで表面にハイドロという加工をしてあるものがあります。その600は、現在も多少使っているんですが、費用面も考えて、蓄熱式とアクリルとステンレスのもの、その辺をいろいろ組み合わせて設置し、全てが蓄熱式というわけではなく、そういったものも検討していきたいと考えております。

○丸山委員

見えないカーブミラーを設置しても安全とは言えないんですよ。ある意味、それは無駄だと思います。だから、やはり気象条件が最悪のときにきちんと見えるもの、見えるもので安全性を高めるということが必要じゃないかなと思うんですね。人の命に関わる問題ですから、はっきり言って、今、あと100万円足せば、きちんと安全なカーブミラーを設置できるわけでしょう。人の命1つ、2つと、100万円、価値

がどうなんだ、100万円というのは八街市にとっては大変な額かもしれないけど、しかし市民の安全、命を守るという立場に立てば、ここは、けちっけはいけないところだと思うんです。そういう意味で、来年度はそういった点での財源の確保をしていただきたいと思いますと思いますが、財政課の方ではこういった市民の安全性を高めるための予算に関してはどんなふうにお考えでしょうか。

○和田財政課長

市民の安全に関する備品設置、カーブミラー等を含めたものを設置するという観点からは、原課の方とも十分協議しながら、本当に必要なものであるのかを十分協議して、予算協議の方に臨んでまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

特に八街市は、せんだっての大きな事故があって、本当に今は安全対策をどうするのかという点で、市長も朝早くから交通安全の状況を見て回っているというお話を伺っています。やはりそういった中では、ある程度お金をかけなければ安全確保はできないわけで、ぜひそういう意味では、来年度はこういったカーブミラーから、ぜひ積極的な予算措置をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それから、決算書73ページ、諸費の中で事務改善推進費というのがございます。先ほどもこれに関しましては林委員の方から説明が求められていたところなんですけれども、外部評価結果6項目に対して、5項目が見直し・改善を指摘されたということです。資料は、説明書53ページですね。

消防については大体の様子が見えてきたんですが、そのほかの商工会議所の補助金、シルバー人材センターの補助金、それから子育て関連施設の適正配置、また社会福祉協議会補助金、これに対して見直し・改善というのを調査会の方からは回答しているようなんですが、これについて、もう少し具体的に聞かせていただきたいと思います。

○渡邊企画政策課長

まず、商工会議所の補助金でございますが、見直し・改善となっておりますが、団体が自立するような形で体制、仕組みをしっかりと再編していくということが求められ、根本的な見直しが必要ということでご指摘されているところでございます。

続きまして、シルバー人材センターの補助金につきましては、市からの補助金という形にとらわれず、市の発注業務をセンターで受けられるよう、各部署への周知に加えて、さらなる手だてを講ずることを期待するというようなご指摘でございました。

それから、子育て関連施設の適正配置でございますが、子育て支援の根本的なコンセプトを八街市がこれからどうするのかということは相当重要なことであり、どこでもやっているようなことをやっている程度では少なくとも住民には支援していると思ってもらえない、市としてどのように個性を出していくのか、分析、検討していく必要があるというようなご指摘をいただいております。

最後に、社会福祉協議会への補助金でございますが、自主財源確保のため、社会福祉協議会に自主事業をしっかりとさせていくことをベースとしながら、市との関係をしっかりと見直していくことが必要である。あわせて、現在の補助金制度は事業評価ができる仕組みになっていないことから、支出した補助金が有効に使われているのかを確認できるようにする必要がある。それと、事業について、どのような成果を目指すのか、しっかりと考え、改善しないと状況は変わらないと考えるというようなご指摘でございました。

○丸山委員

大体内容がつかめたわけですがけれども。

社会福祉協議会につきましては、なかなか運営が厳しいということも伺っております。今、補助金頼みではなくて自分たちで自主的な財源を確保していくよう努力すべきだというようなことも言われているわけなんですけれども、そういった中でも、いわゆる各家庭に対して、それも自治会に入っている世帯に対して社会福祉協議会協力金という、そういったちぐはぐな協力金を求めているわけです。本来なら市民全員に求めるべきだろうと思われるものなんですけど、実際には自治会に入っている方からしか、そういった社会福祉協議会への協力金を集めていない。そういった、ちぐはぐさもあります。

そういった点ではきちんと八街市が財政的に保障していく必要があるんじゃないか。もう市民は既に税金を払っているわけですから、ある意味、税金の二重取りになるわけです。だから、そういった点では、こういった補助金の在り方を。確かに独立して、どんどんやっていただくという点もあるけど、それだけではやりきれない部分もあるのではないかという点で、ぜひ補助金の在り方について、いま一度ご検討いただきたいというふうに思います。

それから、決算書73ページ、同じ諸費の中で、まち・ひと・しごと創生事業費に関わって4万5千円が支出されております。

この中で、説明書56ページなんですけれども、八街市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議が行われて、事後評価を実施したとしていますが、どのような評価だったのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業に係る令和元年度の評価検証につきまして、行っていただきました。

その中で委員から主にご発言いただいたのが、例えば金融機関と連携した雇用、求人情報の発信ということについて、ご意見をいただいております。

ご意見としては、自主防犯組織の結成支援ということでご指摘をいただいております。JR八街駅南口前に設置されている防犯ボックスの活動内容と役割が不明確になっていると。地域防犯活動の拠点として、市民にとって身近な存在となるように努めてはいかがかというようなご指摘。

あと区、自治会への加入促進という点で、区や自治会の魅力や活動内容について、周知広報するPR冊子を作成することにより、区、自治会への加入を促進してはいかがか。それと、昨年の災害時の経験などを活かして、防災、災害時の助け合いなどをテーマに、区や自治会への加入を促進してはいかがかというようなご指摘。

あと、最後にケーブルテレビなどを活用した地域情報発信などということで、移住・定住が多い年齢層として、未就学児のいる夫婦層や、セカンドライフを考えるシニア層が考えられる。このような年齢層をターゲットとした移住・定住促進策を展開してはいかがか。それから、新型コロナウイルス感染症の影響等により、テレワークなどで仕事をする経験をされた方が多くいる。このような経験を活かして、都心に住まなくても仕事ができるといった新しい生活スタイルによる移住・定住促進策を展開してはいかがかというようなご指摘をいただいております。

この内容につきましては、担当課の方に周知を図ってございます。

○石井委員長

質疑の途中ですが、ここで10分間の休憩とさせていただきます。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時11分)

○石井委員長

それでは、休憩前に引き続きまして質疑を続けたいと思います。

総務常任委員の質疑を許します。総務常任委員の方、挙手をして発言をお願いいたします。

○丸山委員

今、まち・ひと・しごと創生事業に関して、どのような外部評価をいただいたのかという点での説明をいただいたわけなんですけれども、これらは新たに今年度から始まるまち・ひと・しごと創生事業の5か年計画の中で、こういった意見が網羅されて、実施に向けて取り組まれていくような、そういう内容になっているのか、その辺について、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

八街市の第2次総合戦略の中では、移住・定住への取組ですとか、あと子育て、あるいは結婚の希望をかなえるですとか、そういった内容につきまして、掲載してございます。

先ほど申し上げました自主防犯組織の結成などにつきましても、安全安心なまちということで戦略の中にも掲げておりますので、そういったくくりの中で網羅されているというふうに考えております。

○丸山委員

せっかく外部の皆さんからのそういったアドバイスがあり、各課でもそれに取り組みたいという方向でいるようなんですけれども、平成27年度から令和2年度までのまち・ひと・しごとに関する事業費は総額で6千500万円しかなかったわけですね。本当にまち・ひと・しごと創生事業の目標施策に十分活用できなかったんじゃないかなというふうに思うわけなんです。これからの5か年計画の中では、やはり各自治体が自由に使える、そういった使い勝手のいい財源保障をしていくべきだと、このことを私はこの間ずっと申し上げてきたんですけれども、今までのような在り方だったら、本当に掛け声ばかりで、実際にはなかなか進まないというのが実態じゃないかと。八街市の少子高齢化、また人口減の中で定住政策は本当に大切な施策だというふうに思いますが、やっぱり国の支援、補助がなければ、なかなか進めていけないというふうに思います。

そういった点で、市長にお伺いいたします。自由に使える、国が指定してしまって、これにしか使えませんかというのではなくて、自治体が計画したら自由に使える、そういったまち・ひと・しごと、地方創生の財源をきちんと確保してほしいんだという要望を国にすべきであるというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○北村市長

全国市長会でもそのことは念頭にあった中で、国に対して申し上げております。地方の積極的な取組を推進するために、地域の実情に応じたきめ細かな施策を実現できるよう、まち・ひと・しごと創生事業費をさらに拡充すること、算定にあたっては努力している条件不利地域、あるいは財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたって取組が必要であることを考慮すること、さらに自治体の地域の実情に応じた取組について、自主的な額を確保すること、また自治体間の連携や、産官学的な多様な主体の参画促進、あるいは地方創生を進化させる自治体の施策の活用を可能なものにするために、要件の緩和などを含めて、弾力的な運用を図るような施策をするような地方創生交付金であるよう求めておまして、このことは全国市長会、千葉県市長会で決議しておりますので、私もそれに沿って努力してまいりたいと思っております。

○丸山委員

ぜひ、財源獲得に頑張ってくださいというふうに思います。

それから、決算書75ページの諸費ですけれども、公共施設トイレ洗面等自動水栓化事業費1千682万

1千640円とあるわけですがけれども、公共施設の中で庁舎のトイレの改修も進みました。しかし、まだ全面的な改修は進んでいないんですけれども、今後どのような予定になっているのか、お伺いいたします。

○和田財政課長

それぞれ市役所の庁舎トレイにつきましては、今後、順序立てて計画的に整備の方を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

担当課の方では何とかしなければならないというふうに頭の中には入っているようなんですけれども、やはりコロナ禍での対策の一環として、早急に対応していかなければならないんじゃないかというふうに思います。ぜひこれは早期に実施ということで、取組を強めていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

次に、決算書79ページ、市税徴収事務費についてであります。説明書65ページになるわけですがけれども。

令和2年度は新たにペイジー・クレジットによる収納を導入しているわけですがけれども、利用件数、収納額について、どのような状況なのか、お伺いいたします。

○酒和納税課長

お答えいたします。

令和2年度中のペイジー収納、クレジット収納の実績なんですけれども、国民健康保険税を含めた金額ベースで、ペイジー収納が5億1千621万7千641円で、4.68パーセント。クレジット収納が3千643万9千823円で、全体の0.33パーセント。また、件数ベースで申し上げますと、ペイジー収納が2万3千509件で、5.46パーセント。クレジット収納が1千793件で、0.42パーセントとなっております。

以上でございます。

○丸山委員

そうしますと、当初の予算審議の中で、こういったペイジー・クレジットに係る収納に関しては、予想以上に活用されたということによろしいですか。

○酒和納税課長

こちらの方としては、納税者の方の利便性の向上ということで、収納チャネルの拡大ということを目指して導入したんですけれども、実績につきましても、こちらの方で見込んだといいますか、これぐらいの割合が来るといいなというような数字にはなっていると思います。また、最近のコロナ禍において、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく納付できるサービスでありますので、コロナ禍の徴収対策としても有効だったのではないかと考えております。

以上でございます。

○丸山委員

滞納相談の中で滞納者に対して、こういったクレジットカード等による納税案内をかなりしているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○酒和納税課長

納税相談のときに、こういったペイジー収納、クレジット収納で納めてくださいというようなことはお話ししておりません。あくまで納める方が、自分はペイジーで納めたい、クレジットで納めたいといったようなことでご判断していただいた結果が、先ほど申し上げました結果になっているということでございます。

す。

以上でございます。

○丸山委員

あくまでも、クレジットカードで払ってくださいよとか、ペイジーカードでと、そういった対応は絶対にしないでいただきたい、強制してはならない。国の方でも、そういった指導をしてはいけませんよと言っているわけなんですけれども、ぜひその立場は貫いていただきたいというふうに思います。

それから、令和2年度の徴収事務について、差押え、滞納処分の強化など、徴収率の向上を図るということで、予算審議のときには、そういった方向が明らかにされたわけだったんですけれども、滞納処分の状況はどのようなものがあったのか、お伺いいたします。

○酒和納税課長

お答えいたします。

差押えの件数でございますけれども、令和2年度におきまして、不動産が12件で、対前年度比17件の減。動産が0件で、対前年度比3件の減。預貯金が137件で、対前年度比254件の減。給与が98件で、対前年度比87件の減。その他として125件で、対前年度比29件の減となっております。また、その他125件の内訳といたしましては、生命保険が98件、還付金が6件、年金が12件、賃料が3件、あと不動産売買代金が1件、報酬が1件、売掛金・出資金が4件といったような形になっておりまして、全体では、先ほどもありましたけれども、372件という結果となりまして、対前年度比390件の減となりました。

以上でございます。

○丸山委員

生命保険が98件。

あと、学資保険については、中身はなかったんですか。

○酒和納税課長

学資保険でございますけれども、令和2年度で12件というような結果でございます。

以上でございます。

○丸山委員

生命保険にしても、学資保険にしても、とにかく学資保険については、取りあえず子どもの教育、進学のために、本当に大変な中で一生懸命に貯蓄して、子どもの将来のために保険を掛けてきているというふうに思うわけなんですけれども、そこまで、将来までむしり取るようなやり方をしてしまったてはまずいんじゃないかなど。将来はやっぱり、きちんと子どもたちが自立していくため、親は必死になって、この保険を掛けているわけですね。そういう点では、これは見直しをすべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○酒和納税課長

例えば給与というものには差押え禁止部分というものがあって、そこら辺については控除しなければいけないというような法律の規定がございますけれども、生命保険につきましては、差押え禁止財産またはそういう項目となっているわけではないことから、差押え対象となりますし、学資保険も同様となっております。

以上でございます。

○丸山委員

対象となっている、だから差し押さえるんだ、ではなくて、やはり将来、八街の子どもたちが自立して頑張っているための保障であるわけですから、学資保険まで差し押さえてしまっただけじゃいけないか。これは今、国会でも問題になっています。菅首相も、確かにそれはひどいねということ、一言言っているわけなんですけれども。やっぱり学資保険の差押えについては、もう少し猶予を求めたいというふうに思います。ぜひそういう点でご検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○酒和納税課長

ただいまのようなご意見は、私が課長になる前からいつもお伺いしておりまして、いつもそこら辺について考えてきたところがございます。けれども、先ほど申し上げましたように、我々職員は徴税吏員として大きな権限を与えられ、滞納整理を行っております。やっていく上では、まず法令遵守ということで、職員みんなに、これは伝えております。

そういったようなことから、禁止財産というような形でうたわれたものではないので、こちらの方として配慮できることといたしまして、生命保険の差押えにあたっては年齢や病歴等を十分勘案し、配慮する中で実施をする、また学資保険の差押えにあたっては、滞納者との納税相談の中で理解を深めるように努めるというような、これを共通認識とした上で実施してきているところがございます。

以上でございます。

○丸山委員

今の大変な経済状況下で、必死で、納めるものは納めたい、しかし納められない、ただ子どもの将来は何とか守りたい、これが親心であろうかと思えます。全国の自治体で学資保険の在り方について、差押えの在り方について、見直しが始まっているわけです。確かに職員の皆さんは徴収が仕事ですから、いろんな角度から、これは法的に可能だ、可能じゃない、そこを見極めながらやっていらっしゃるかと思えますけれども、国会の中でも今、大変大きな問題になっています、全国的には見直しが始まっています。そういう点では、やはり子どもの教育、今後の子どもの教育というのも各家庭にお任せするんじゃないかと、自治体も協力していく、そういう立場に立って、こうした学資保険の差押えという点では見直しをしていく必要があるんじゃないか。

1つ市長にお伺いいたします。市民が本当に必死に働き、納めている、しかし納めきれなくて差押えを受けざるを得なくなった、そういう中で、それでも子育てをしなければならない家庭があるわけで、そういった家庭に対して、市長はこうした学資保険を今後も差し押さえていこう、そんなふうにしていらっしゃるのか、あるいはここで検討しようとしているのか、今のやり取りの中でどんなふうにお考えになったのか、お伺いいたします。

○會嶋総務部長

差押えの学資保険、生命保険につきましては、やはり納税の方の担当から、これがあるからこれをというふうな相談は受けていないというふうに私は認識しております。おっしゃるとおり、国会の中でも、生活困窮となってしまうおそれのある部分を差し押さえてはならないというような答弁はされている、これは事実でございます。ですので、生活困窮にまで行ってしまうようであれば、当然それに触れるものについては、差押えというふうな単語でくくってはいけないというふうに考えております。

しかし、やはり八街市全体として、子ども・子育てのまちというような部分もございますので、その点はこれから十分に検討させていただいて、この場でこれからやらないというような、ちょっと答弁は控えさせていただきますが、ただ、生命保険とか学資保険とか、そういったところに行く前段で、もし不動産なり、動産なりで対応できるものがあれば、その辺は、やはりルールの中でしっかりと相談させていただいて

て、それで対応していきたいというふうに考えております。

○丸山委員

積極的な立場から、こういった学資保険の在り方をぜひご検討いただきたいというふうに、あえて申し上げます。

○石井委員長

丸山わき子委員に申し上げます。お時間が20分たちましたので、一度着席をお願いいたします。

それでは総務常任委員、ほかの委員の方に質問の機会を。

○林（政）委員

すみません。先ほどご答弁いただきましたけれども、決算書75ページの公共施設トイレ洗面等自動水栓化事業費について、お伺いいたします。

説明書によると、庁舎トイレの改善から図書館トイレまで、出ているんですけれども、憩いの家というのは、老人の家とセンターと、2つあるんですけれども、憩いの家は対象に入っていないんですか、こういう水栓化事業で。

○和田財政課長

憩いの家につきましては、例えば住野老人憩いの家、今は住野のコミュニティセンターということで集会場扱いになっています。南部の方については一部指定管理という形で、施設の方の委託をかけていますけれども、建物自体は市の方で管理しているところがございますので、その辺の自動水栓化というものは今のところはちょっと考えていなかったところなんですけれども、今後研究させていただきたいと思います。

○林（政）委員

例えば、南部老人憩いの家はセンサー付のトイレになったんですけれども、手洗い場のところは旧態依然なんです、蛇口のついた。庁舎はほとんど自動化じゃないですか、手洗いは。コロナ対策のお金が国から来ているわけですから、そちらの方にも目を配っていただきたい。

ちなみに、この間じゃないんですけれども、沖分校の職員用のトイレも、やっぱり蛇口のところが旧態依然で、小便器はもうセンサー付なんですけれども、肝心の手を洗うところが旧態依然なんです。

老人憩いの家も、市の管理が及ぶところは至急、特に老人センターと憩いの家は再開するということですので、ワクチンを受けた方から受け入れるということですから、ぜひ設備を早急にやってください。よろしくどうぞ。

○和田財政課長

老人施設につきましては、高齢者福祉課の施設管轄になりますので、担当課の方とちょっと協議いたしまして、どのように整備するかというので連絡を取り合いたいというふうに考えております。

○林（政）委員

ありがとうございますと言った方がいいのか、せっかくいろんなところに目を配ったり、気を配っていただいているのに、ちょっとそういうところがあれだと、まだここはやっていなかったのかなと思ってしまってます。

先ほどもトイレの質問が出て、あれなんですけれども、非常に体育館等、トイレ関係を整備していただいて、大変ありがたいと思っていますので、漏れのないようお願いして、質問を終わります。

○石井委員長

ほかに、総務常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

○丸山委員

すみません。途中で先ほど時間切れになってしまったので、差押えのところで引き続きお伺いいたします。先ほど差押えのところでは、年金も差し押さえているというような答弁があったんですけども、何件ぐらいあったのか、お伺いいたします。

○酒和納税課長

年金につきましては12件というような結果でございました。

○丸山委員

年金については差押えの対象になってくるのかどうか、生活の保障がきちんとされているのかどうか、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。

○酒和納税課長

年金につきましては、給与の差押え禁止部分といったようなものの計算と同様のものを控除する形で対象となっております。

以上でございます。

○丸山委員

それでは、年金が差し押さえられる状況の方々は、年金収入が多い方というふうに考えていいんですか。それとも、少なくとも、何割かは差し押さえしていくということになるんですか。

○酒和納税課長

年金受給の方でも、皆さん、働かれたりしていて、給与収入といったような、ほかにも収入がある方で、年金部分から実施してほしいといったような、本人の希望によるようなものが多数を占めております。

以上でございます。

○丸山委員

状況が把握できませんけれども、年金があっても働かなければならないという状況の高齢者が圧倒的多数だと思います。令和2年度は搜索を5回実施しているんですけども、差押えの対象がなかったということなので、やっぱりこれが今の市民の生活実態を表しているというふうに思うわけなんですね。滞納者の半数強が所得200万円以下の方々です。そういう中で、本当に生活がぎりぎりの方々が必死で暮らす、せっぱ詰まった中で生活をしながら必死で支払いをしている、あるいは、それが何らかの形で行き詰まってしまうというのが、今回、5回実施しても、実際には差し押さえるものが何もなかったというような状況かと思うんですけども。

もう少し考えますと、差押えをしなくても、きちんと納税の話合いをしている中で、この方がどれだけ困っているかというのはよく分かるかと思うんです。ここまで搜索をしなくても、その前にもっと市民の方々が苦しまらないような生活支援、こうしたらいいんじゃないか、そういった対策をもっともっと取っていかなければならないということを、5回の搜索で私は感じたところなんですけれども。

納税者の生活の立て直し、そういった立場から対応すべきではないかなというふうに思います。先ほどの答弁の中では、福祉関係の案内もしていますよということだったんですけども、実際にはそれだけではない。もっと話合いをする中で、こういうことで対応しますというようなやり方をしていけば、市民の皆さんが本当に困っている中でも対応していけるんじゃないかなと、すごく感じるところです。

この間、2回ほど、納税相談に伺って、行き詰まってしまった市民の皆さんが、ちょっと待ってあげます、コロナ禍ですから大丈夫ですよ一言言ってくださったことで、市が一言言ってくださったことで、必ず今までの滞納分はきちんと返しますからと、へし折れて帰るのではなくて、必ず対応はきちんとしますと反省しつつ、市民が帰っていくということがあったわけなんですけれども、やはりそういった思いやり、それ

も必要ではないかなというふうに思います。

そういった点では、本当に納税者の生活を立て直しながら、納税していただく、そういった親切丁寧な取組をぜひともやっていただきたい。やっぱり搜索というのは市民にとっては大変ショックな内容だと思います。何も無いと言っているのに、わざわざ行って搜索するわけですから、搜索というのは県も入ってやるということで、市の方の独断でできないということを答弁されるかもしれませんが、しかしながら、これは八街市の税務行政ですから、八街市独自の対応がぜひとも求められているというふうに思いますので、ぜひそういった積極的な取組をお願いしたいというふうに思います。

それから、決算書81ページなんですけれども、市税過誤納還付金及び返還金で2千384万7千687円とあるわけなんですけれども、これはどのような内容だったのか、お伺いいたします。

○酒和納税課長

市税過誤納還付金及び返還金ということですが、こちらにおきましては予算を組んで還付するといったもので、通常その年度内に過誤納に入ってきたものに対しては、年度に入ってきた財布の中から返していくというようなことをしているんですけれども、後から、例えば確定申告で言えば期限後に遅れて申告したり、遡って更正の請求、また課税の間違ひが見つかって、お返ししなければいけないときのための予算として組んでおりまして、我々は歳出還付というような形で呼んでいるものでございますけれども、そういったような形で、遡って、出納閉鎖が終わって、決算が終わった後でお返しする必要ができたものをお返しするための予算といったようなものになっております。

以上でございます。

○丸山委員

令和2年度は固定資産税、また都市計画税において10年以上にわたって課税を誤っていたというような案件があったかというふうに思います。また住民税においても前年度の課税漏れというようなことがあったというふうに記憶しておりますけれども、こういった点での返還というのはどのぐらいあったのか、お伺いいたします。

○酒和納税課長

税務ごと、理由ごとにご説明させていただきます。

まず、市県民税の納入誤謬というものに対しては15件、37万2千343円。また、税額更正等というものにつきましては505件、719万5千400円。課税誤謬が304件、341万2千600円。重複納入が13件、12万8千700円。

また、固定資産税、都市計画税の納入誤謬につきましては5件、3万9千400円。税額更正等については3件、3万9千200円。課税誤謬につきましては58件、150万3千500円。

続きまして、還付不能金。これが先ほど丸山委員のおっしゃられた、遡って、本来5年過ぎたものに対してお返ししたというような還付不能金扱いが33件、37万5千271円。また、重複納入が14件、10万9千600円。

また、軽自動車税につきましては、納入誤謬が1件、1万2千900円。課税誤謬が30件、20万7千600円。重複納入が3件、1万3千800円。

法人市民税の中間納付額の還付といたしまして186件、944万2千900円。

市県民税の株等につきまして控除不足ということでお返ししたのが103件、99万4千473円。

合計で2千384万7千687円というような結果となっております。

以上でございます。

○丸山委員

課税誤謬等があったわけなんですけれども、再発防止ですね、そういった点ではどのような対策が取られているのか、その辺について、お伺いいたします。

○土屋課税課長

まず、課税の誤りの防止としましては、現在、各担当がいるんですけれども、複数の人間でチェックするというような形を取っております。今後、システムの改修などによって、そういったものがもっとデジタル的というか、機械的にできれば一番いいんですけれども、まだそこまでちょっとめどが立っていないので、現状、人の力でチェックしているという状況です。

○丸山委員

一旦納めていただいて、また返すというのは大変、労働的にはあまりよろしくないわけです。ぜひチェック体制の強化、スムーズに効率的に対応できる事務を進めていただきたいというふうに思います。

○石井委員長

それでは、ほかに総務常任委員の質疑を許します。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

総務常任委員の質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。委員外委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いします。

○小高委員

決算書57ページ、説明書19ページなんですが、事業成果の中で伐木等業務特別教育講習負担金44万5千672円の講習の内容と受講者数を教えてください。

○片岡総務部参事

伐木等業務特別教育講習負担金でよろしいですか。

○小高委員

はい。

○片岡総務部参事

これについては、労働安全衛生規則の改正に伴いまして、チェーンソー作業時における危険防止を目的とした伐木等業務特別教育講習の外部研修に派遣したところでございます。

参加した職員は20名となっております。

○小高委員

普通だったら業者が管理するじゃないですか。職員がしたというのは、どのような場合のためにこういう講習が必要だったのか、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

道路等の倒木、または公園管理の上で必要になる、そういう関係です。

○石井委員長

小高良則委員、よろしいですか。

○小高委員

はい。

○石井委員長

ほかに、委員外委員の質問をお願いします。

○栗林委員

すみません。2点お聞きいたします。

決算書57ページ、説明書20ページの職員厚生費の中で質問させていただきたいと思うんですが。

説明書の中で、元気回復その他健康に関する事項についての充実を図るということで、先ほど年次有給休暇の取得の件は丸山委員の方から確認させていただいたんですが、その中で男性職員の育児休暇の取得状況と促進に向けてということで、特に令和2年度、何か取組をされたか、確認させてください。

○片岡総務部参事

育児部分休業を取得している職員は今1名おります。

それと、制度を職員に周知するために、育児休業に関するハンドブックを全職員にメールにて配布したところでございます。

○栗林委員

続きまして、決算書69ページ、交通安全施設整備事業費の中で、先ほどカーブミラー新設の件を確認させていただいたんですが、実際、令和2年度の申請件数というのはどのぐらいございましたか。新設の申請件数です。

○宮澤防災課長

令和2年度はカーブミラーの新設は12基です。

○栗林委員

申請は。

○宮澤防災課長

申請は16件、そのうち12基が設置されたということです。

○栗林委員

残り4件に関しては令和3年度、次年度に繰り越す、もしくは内容等を精査されているという形でのよろしいでしょうか。

○宮澤防災課長

4件につきましては、基本的には公共性の高いところにうちの方でつけているんですが、例えば突っ込み道路の一番奥とか、そういったところでつけていないということです。

○栗林委員

もう一件、同じところで、注意喚起用の看板の設置とありますが、実際、現在、防災課の方で予備として保管されている看板等は幾つあるのか、また令和2年度に新たに作成されたものがあれば、それも教えてください。

○石井委員長

すみません。栗林澄恵委員、決算なので、危険箇所には注意看板を設置した枚数をまずお聞きする形でのよろしいでしょうか。

○栗林委員

はい。

○石井委員長

そちらから答弁をお願いします。

○宮澤防災課長

令和2年度に設置した看板の枚数は30枚です。

今現在の在庫なんですけど、事故がありまして、うちの方にありました在庫については、もうほとんど出払っちゃっている状態です。前回、8月の臨時会で、うちの方で100枚、予算をつけていただいたんですが、そちらの方が間もなく納品されるので、在庫としては今は100枚という形になります。

○栗林委員

今後、令和2年度の実績とかを踏まえた上で、また注意喚起に関する看板設置の要請というのは多くなってくると思いますので、多分それ用に補正をつけてくださったり、今後もそういう形で対応してくださるということで、さっき財政課の方からも答弁いただいたんですけども、実際こういうところで市民の皆さんの安全を確保するというか、安全を促す、一番手軽と言ったら失礼なんですけど、そのような注意喚起の看板になると思いますので、令和3年度もしっかり予算の方を確保していただきたいと思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに、委員外委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

○桜田委員

本日の決算審査特別委員会は全員でやろう、時間も9時から5時までにしようと、みんなで決めましたので、どうしても時間を付度せざるを得ない。そういうことで、絞りに絞って、3点ほど、お伺いしたいと思います。

まず最初に、決算書22ページでございますけれども、使用料及び手数料。

この中の庁舎建物等使用料で580万円ほどが掲載されておりますけれども、具体的な収入項目を教えてください。

○和田財政課長

庁舎建物等使用料580万4千986円、こちらの内訳につきましては、市役所敷地内と集会場敷地内等の電柱等の使用料が4万5千904円、市役所敷地内にありますATM、それからケーブルテレビの使用料、こちらが2万1千845円。そして、番号案内表示2基の広報モニター設置に伴う使用料、こちらが8万2千635円。出先機関の市職員の駐車に関する使用料、こちらが558万8千949円となっております。

○桜田委員

収入未済額がゼロとなっておりますけれども、ほとんど契約によってなされている事業だと思うんですが、例えば駐車場で朝市なんかをやっていますよね、朝市。この辺はどの辺までの負担をお願いしているのか、お聞きします。

○和田財政課長

市役所敷地内の朝市等で駐車場を活用している場合ですが、こちらにつきましては占用料の減免という形で、占用料の方はいただいてございません。

○桜田委員

約580万円ほどの収入ですから、大変な収入になるんですけども。

八街市庁舎には食堂がございません。職員も本庁舎に相当いると思うんですが、そういう意味で、本庁舎の建物を使って、そういう職員の皆さん、あるいはお客さんも結構多いわけですから、自動販売機などでも今は多目的なものがありますので、場所も限定されますけれども、そうしたもので増収を図っていくという考えはありませんか。

○和田財政課長

今現在につきましては、庁舎内には飲料水等の自動販売機しかないところなんですけれども、今後、食べ物、パンや、ほかの食品等の自動販売機の設置が可能なかどうか。

それから、敷地内で、ちょっと前になりますけれども、第2庁舎の跡地におきまして、キッチンカーみたいなものを、検証実験という形で、何日間か稼働していただいて、市民の方にも利用していただくと、職員も利用するというような検証実験もしたところがございます。

今後、それら、自動販売機やキッチンカー等を含めながら、調査研究していきたいなというふうを考えております。

○桜田委員

次に、同じページの道路占用料なんですけど、普通の電柱は1本970円ぐらいかなと記憶しているんですけども、法第32条第1項第1号に掲げる工作物が15件ほどございますけれども、項目別の本数というのか、その辺が分かれば、お聞きします。

○石井委員長

桜田委員に申し上げます。今の質疑に関しては、経済建設常任委員会の事項になりますので、また別の機会にお願いいたします。

○桜田委員

すみません。

○石井委員長

ほかに質疑をお願いいたします。

○桜田委員

午前中の質問で、林政男委員からもありましたけれども、決算書73ページ、説明書53ページでございますけれども、事務取扱推進費。

行財政調査会の方から様々なご提案があったとお伺いしました。消防については説明がありましたけれども、そのほかの項目でどのような提言があったのか、お伺いします。

○石井委員長

渡邊企画政策課長、林委員、丸山委員への答弁以外のものがあれば、答弁をお願いします。

○渡邊企画政策課長

まず、林委員からのご質問で、消防団の統廃合のことについて、ご説明申し上げました。

その後、丸山委員の方から、それ以外の件につきましての指摘事項ということでご質問がございましたので、丸山委員に答弁したとおりでございます。

○桜田委員

お願いなんですけど、消防団の統廃合、これについては先ほど説明がありました。社会状況が大変変わって、消防団員の確保が大変難しい、そういう意味で、八街には消防署に消防車が6台ですか、消防団で20何台ありますけれども、その辺も含めて、本当に必要なかどうか、統廃合を、林委員からもありましたけれども、きちんとやっぱり計画を立ててやっていただきたい。このことを要望しておきます。

○石井委員長

要望でよろしいでしょうか。

○桜田委員

はい。

○石井委員長

ほかに、委員外委員の質疑を許します。挙手の上、発言をよろしくお願ひいたします。委員外委員の質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

それでは、総務常任委員以外の質疑がありませんので、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。会議中ですが、ここで10分ほど休憩いたします。休憩後は歳出4款衛生費の内1項7目及び歳出8款消防費、これに対する歳入の審査を行います。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時15分)

○石井委員長

それでは休憩前に引き続き、審査を続けます。

これより審査順4、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出4款衛生費1項7目に関する事項、歳出4款衛生費1項7目の審査を行います。

初めに、総務常任委員の質疑を許します。総務常任委員の方、挙手の上、発言をお願いいたします。

○丸山委員

それでは、決算書149ページの上水道事業会計操出事業費1億6千564万8千円について、お伺いするところですが。

投資及び出資金で、当初予算の中では水道管路耐震化事業出資金483万6千円が計上されておりました。しかしながら、決算の中では執行された様子がないんですけれども、どういう理由だったのか、お伺いします。

○古西水道課長

答弁いたします。

当初予想していた事業があったんですが、別に他の工事等が発生した関係がありまして、一般会計からの出資金、交付金がなくなったような状況でございます。

○丸山委員

耐震化に関しては、八街市も大変遅れているところでありまして、毎年のように少しずつ事業を進めないと、多分、予定している事業に追いつかないんじゃないかなというふうに思いますが、来年度はどのようにご検討なさっているのでしょうか。

○古西水道課長

来年度も更新工事等を検討しておりますが、施設の改修工事の方を優先しなければいけない部分が多分にあるもので、そちらの部分も考えないといけませんことから、今後、予算計上する段階では、その部分も含めて、来年以降、対応してみたいと考えております。

○丸山委員

計画書ができておりまして、計画書に沿って、ぜひ進めていっていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、ちょっと順序が逆となりましたけれども、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出金事業費があるわけですけれども、この中で、八ッ場ダムに関しては出資金が令和2年度をもって終わっているわけですけれども、市民から、八ッ場ダムの完成によって、これから高い水道代を払わなければならない

いんじゃないか、こんな声があちこちから今、聞かれております。今後とも安価な水をいかに供給するかということが問われていると思います。

令和2年度の予算審議の中では、暫定的に認可された水源の井戸の継続利用について、市長は県企業局の考え方を注視していくという答弁でありました。当時の予算審議から時間がたっておりまして、この間いろいろと動きがあったのではないかとこのように思いますが、市長、その辺についてはどうでしょうか。

○北村市長

実はこの間、千葉県企業局と、料金協定につきまして、ずっと印旛広域との協議が続いておりました。千葉県企業局の努力において、料金をできるだけ、市民に納得できるような形で協議していただきたいということで、ずっと話し合いをしておりました。その中で、千葉県企業局と5か年にわたりましての協定書を締結しておりまして、昨年度が最終年度ということでありました。7月に第1回目の協議を行いまして、10月から組合下の算定方法の見直しを求める文書を千葉県企業局へ送付したところでございます。千葉県企業局側として、妥協案をお示しされました。その中で、組合からの見直し提案については、大変残念ですけれども、受け入れられず、施設評価額の増加により、現在の使用料と比べ増額になるものであったということで、口頭による概算額の提示のみであったことから、千葉県企業局に対しまして、算出根拠資料の提出を求めたところでございます。

その後、料金協定につきましては、千葉県企業局から算出根拠資料の提示を待ち、金額の妥当性等々の確認を行いまして、締結できるかどうか、検証を行い、その中で組合及び構成団体の納得できるものでない場合は、千葉県企業局にさらに、そういった料金協定につきまして、要望書を提出するというようなことで、今、話し合いは続行しているところでございます。

○丸山委員

市長答弁から、千葉県企業局に対して大変強い姿勢で対応しているんだということが分かりました。ぜひ市民の負担にならない、そういう水道水にしていきたいと思っておりますので、今後ともしっかりと対応をお願いしたい。このことを申し上げて、質問を終わります。

○石井委員長

ほかに、総務常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。総務常任委員以外の方、挙手の上、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

続けて、審査順5、歳入14款分担金及び負担金、17款県支出金及び22款諸収入の内歳出8款消防費に関する事項、歳出8款消防費の審査を行います。

まず初めに、総務常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

○木内委員

決算書191ページ、説明書272ページになるかどうか、分かりませんけれども。

消防の設備費なんですけど、消防団に対して、コロナ対策費というのが計上されているんですけども、令和2年度について、コロナに対する予算、決算は計上されなかったのか、お伺いします。

○宮澤防災課長

消防団に関するもので、コロナ対策で市の方で特に事業費として行ったことはございません。

○木内委員

消防団につきましても、新型コロナウイルス感染症が心配されます。令和2年度も新型コロナウイルス感染症が心配されるところがありましたので、手指消毒液だとか、そういったものに関して、きちんと手当していただけなかったのかどうか、お伺いします。

○宮澤防災課長

当然、アルコールでの消防車、もしくは機庫の消毒等は分団の方をお願いしております。ただ、それに使うアルコールにつきましても、各分団の分団運営費の方から支出をお願いしているのが現状です。

○木内委員

各分団でそれぞれ対応していただいたという解釈でよろしいでしょうか。

○宮澤防災課長

はい。そのとおりでございます。

○石井委員長

よろしいでしょうか。

ほかに、総務常任委員の質疑を許します。

○木村委員

決算書189ページ、説明書268ページなのですが、自主防災組織運営費について。

150万円が計上されて、3団体が登録されたということなんですけど、今これで組織数としては26団体が設置されたということになっていますが、自主防災組織として、まだまだ組織が形成されていないところが多々あると思うんですけれども、あとどのぐらいの団体が参加してくれると少し安心かなということで、今39区ありますけれども、そのうち、あと何区が登録されていないのか、ちょっとお伺いいたします。

○宮澤防災課長

26団体、単純に区の数で言うと39引く26ということになるんですけど、1つの区で幾つか団体のあるところもございまして、すみません、ちょっとその詳しい数は分からないんです。

ただ、何というか、自主防災組織も当然必要ですし、先ほどちょっと話がありましたけれども、消防団の維持、そちらの方との兼ね合いも担当課としてはこれから考えていかなければいけない。当然、自主防災組織はつくっていただいた方がいいんですけれども、それと消防団を、地域防災力の向上といった形で全体的に考えていければいいのかなと考えております。

○木村委員

ありがとうございます。

まだ、うちの区も、町内会で立ち上げるということで、書類的にはそろえてあるんですけれども、なかなか実行まで移っていないところがあるものですから、そのうち、きちんと整備したいなと思うんですけれども。

長者掘自治会自主防災組織の方の備品として防災井戸設置と書いてあるんですけれども、防災井戸というのはどのようなものなんですか。手こぎのやつなんですか、ポンプじゃなくて。その辺をちょっと教えてください。

○宮澤防災課長

手こぎの井戸というわけではなくて通常の井戸で、当然、発電機で動かせる形の井戸で、そこで生活用水

をくみ上げる、そういった形のもので。

○木村委員

共同で使うということで、井戸を掘ったということですか。

災害のときには、どうしても停電ということ想定しなくちゃいけないのかなと思ったので、そのための備えとして手こぎの井戸を掘られたのかと思ったのですが。

手こぎのポンプを今設置しているところは何か所ぐらいあるんですか。

○宮澤防災課長

従来からある手こぎ、昔の井戸があるところはちょっと把握していないんですが、それ以外で新たに、要は手動ですね、人力で出す井戸というのを設置したところはちょっと把握しておりません。

○木村委員

ありがとうございました。

○石井委員長

ほかに、総務常任委員の質疑を許します。

○林（政）委員

消防団運営費について、質問します。決算書191ページでしょうか、非常備消防運営費。

皆様もご承知のとおり、今、消防団員の報酬というのは直接、おのおのの消防団員の口座に振り込まれております。出動手当にしても同じでございます。各区がかなり支援しておりますけれども、消防団そのものの運営費はない状態でございます。

消防団の危機的な状況を回避するには、やはり市として各消防団に対してそれなりの手当といいますか、運営費を何らかの形で支払っていかないと、消防団は区任せということになってしまうので、どうしても消防団が必然的というか、必須のものであるとすれば、八街市としても、それなりに各消防団を応援していかないと、この組織は潰れてしまうのではないかと懸念しておりますけれども。

非常備消防運営費にはその辺のあれが全然見えませんが、その辺、これからどうするんでしょうか。

○宮澤防災課長

消防団の運営費については、林委員のおっしゃったとおり、市の方から支出しておりません。実際、区の方の活動補助みたいな形でやっていたのが現状でございます。

今後なんですが、本当は各分団の運営費を出せばいいんですが、まずその前段として団員報酬、今は団員だと2万5千円なんですが、こちらにつきまして、消防庁の方から一応、基準額というのが示されておりますので、そちらに向けて団員報酬、また出動手当につきましても基準額が出されておりますので、そちらについても、それに近づけるような形で検討していくようなことで考えております。

○林（政）委員

今おっしゃられたように、各団員に報酬が支払われるんですけども、裁判例で、支払った金を集めて、例えば団の運営をしちゃいけないという判例が出ておりますので、そうすると、今、団の運営自体はお金が一銭もない状態で、区が仮に応援しなければもう立ち行かない状態になっています。市でこれだけ必要とするならば、市として予算を立てなければいけないと思いますけど。

決算ですけど、今後の見通しとして、市長どうでしょう、八街市の消防団の今後については。

○石井委員長

今の質疑に対して、担当課長、応えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いします。

○會嶋総務部長

今ご質問のありました運営費というのは、具体的にはどういったものを指して運営費という形になるのか、確認させていただきたいんですけども。

○林（政）委員

団員として招集されたとき、団として動くときには、例えば燃料費とか。仮に非常招集されれば、食事代。細かなことを言えば、そういうことになりますね。団員が移動する際のあれを、自費でやるのかという話です。

○會嶋総務部長

市の予算の中で、非常備消防費という形で各消耗品や備品という項目があります。その中の経費で、団からの請求に基づいて、あるいはこちらから伺った中で必要なものは何か、そういった形で用意するということは今でもしているのですが、例えば燃料費については、消防車等で移動すれば当然、市の経費で面倒をみますということですが、それ以外に食料費となりますと、食料費については昨今、簡単に出すわけにはいかない状況でございますので、それはもしかするとですけども、地元の区なりなんなりからのそういった支援なりで対応されているかもしれませんが、一応消防団として、毎回毎回の食料費を私どもの経費で落とすというような考えはございません。

○林（政）委員

今おっしゃったとおり、その辺の細かなところは大体各区が対応していると思います。ただ、消防のお金の流れが全く変わってしまって、現場がすごい今混乱している状態です。今までは団に入ってきたんですけども、今は各個人の口座ですので、今まで団でいろいろプールしていたお金がもう全然ありませんので、その辺も消防団員を集めづらい1つの根拠になっていますので、後ほどというか、また。この件はこれで終わりたいと思います。

○石井委員長

それでは、ほかに総務常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。ほかにいらっしゃいませんか。

○丸山委員

それでは、決算書189ページの備蓄倉庫に関して、お伺いいたします。

備蓄倉庫240万円ということで設置されているわけなんですけれども、中央公民館、文違と老人福祉センターに設置されておりますけれども、特に老人福祉センターは福祉避難所として対応するわけなんですけれども、福祉避難所としての備品、特別にきちんと配備されたのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○宮澤防災課長

老人福祉センターにつきましては、福祉避難所としての備品につきましては、すみません、ちょっとまだ整備が整っておりません、現状では。

○丸山委員

福祉避難所として特別な避難所でありますので、ぜひとも早急に対応、対策をお願いしたいというふうに思います。

それから、同じく決算書189ページ、国土強靱化地域計画策定業務ということで、先ほどもちょっと、予算よりも半分で委託業務が済んだということで、早めの減額補正が必要だったのではないかとこのことを申し上げました。ぜひそういった点で今後対応をお願いしたいというふうに思います。

この地域計画が出来上がって、今までは県に合わせて震度6弱というふうに表記していたんですけども、

震度6強に見直されたというところでは評価したいと思いますが、被害の推計が震度6弱と6強で変わっていないんですね。これは問題です。むしろ家の全壊については、震度6弱で230棟だったのが、震度6強で全壊が197棟と、減っているんです。これはあり得ないと思います。それと、死者がゼロということになっていますけれども、震度6強で、果たしてゼロでいいのか。そういう点でも、大変、被害は少ない方でよしといった対応になっているんじゃないか。本当に市民の命、安全を守ることができるのかということで、大変私は疑問を感じるところであります。

こういった危機管理をどのように考えているのか、その辺について、答弁いただきたいと思います。

○宮澤防災課長

ただいま丸山委員の方からありました、建物の倒壊数が震度6強になったのに減っていると、その辺につきましては、ちょっとうちの方でも、矛盾点があると当然おかしいので、見直しをかせさせていただきます。

○丸山委員

震度6強も6弱も同じだということであれば、防災行政に緩みを生じるということで、絶対にこんなことがあってはならない。国の方でも最大の災害に備える取組が必要だということを再三指摘しているわけですね。ですから、最大の災害に備える、そういった計画内容にしていただきたいと思います。このことを申し上げておきます。

それから、同じく決算書189ページ、防災費の使用料及び賃借料の中で、防災メール配信システム賃借料41万5千800円がございます。説明書の269ページには、配信の登録件数がおよそ1千件増加したというふうにあるわけですが、現在はどのぐらいの登録件数になっているのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

メールの登録件数ですが、コンテンツが幾つかありまして、防犯情報とか。代表的なものだけお答えいたします。令和元年、2年、3年の7月という形でお答えいたします。

令和元年の防犯情報は4千500件、令和2年3月末が5千741件、令和3年7月ですと6千57件。防災気象情報につきましては、令和元年が4千976件、令和2年が6千332件、令和3年7月ですと6千686件。

防災行政無線につきましては、令和元年が4千636件、令和2年が5千909件、令和3年7月ですと6千257件。

また、市からのお知らせにつきましては、令和元年が4千72件、令和2年が5千333件、令和3年7月が5千644件となっております。

○丸山委員

確かに年を追って利用している方が増えているというふうに思うわけですが、市としてはどのぐらいの方々にご利用していただきたいと考えているのか、目標はどのぐらいにしているのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

目標なんです、メールなので、通常は携帯電話とかスマホ、もしくはパソコンで受信するような形になると思うんですが、そちらの保有状況がちょっとうちの方では分からないので、何とも言えないところなんです。

うちの方でも、防災無線が聞こえない場合は当然、メールの方が分かりやすいと思ひまして、広報とかホームページではメール登録のお話をしているんですが、つい最近も、メールを登録している方に、周り

に登録していない方がいたら、ぜひ勧めてくださいというようなメールを今回初めて出しまして、なるべく登録者数を増やしていきたいなということ動いております。

○丸山委員

高齢者の中には、携帯電話を持っていても活用できない方が結構いらっしゃるんですね。今もう既に始めているということのようなんですが、きめ細かな取組の中で、多くの市民の皆さんが早く情報をキャッチできる、そういう体制を引き続き取っていただきたいというふうに思います。

次に、非常備消防運営費、決算書191ページです。

この中で、消防施設整備についてなんですけれども、耐震性貯水槽設置工事550万円、それから消火栓維持管理費544万円が執行されたわけなんですけれども、毎年の耐震性貯水槽設置という取組なんですけれども、この間の設置総数、耐震性貯水槽はどのぐらいあるのか、それから消火栓は何か所あるのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

ちょっと調べさせていただいて、後ほどご答弁させていただきます。

○丸山委員

お願いいたします。

防火水槽の設置基準では、貯水量は常時40立方メートル以上を有していることが必要だということになっているんですが、古い団地等では、ここまで行っていない貯水槽が設置されている。そういった点での改善計画はあるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○宮澤防災課長

確かに、昔、区で造った10トンの防火水槽とかもまだ多数あることは承知しております。基本的には40トンの耐震性水槽に替えるのがベストなんですけど、かなり用地的なものも、40トンですと、場所もとりまいます。あと、現状、市の方で防火水槽用地を購入することは一切しておりませんので、あくまで土地を提供いただけたところに現状は設置しておりますので、なるべく数は増やしたいんですが、区の土地が空いているとか、そういったところに設置していているのが現状でございます。

○丸山委員

確かに寄附を頂く中で整備しているようでございますけれども、老朽化した小さな防火水槽は、いざというときにはなかなか使えないということで、住民も大変不安に思っております。ぜひとも洗い出しをして、計画的な対策、対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、非常備消防運営費なんですけれども、令和2年度の非常備消防団の火災等の出動手当で見直し予算500万円が計上されていたわけなんですけれども、決算では228万1千500円と半分近くになっているんですけれども、これはどういう状況だったのでしょうか。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては、出動回数と人数で、当然、出た人数へのお支払いとなりますので、火災の件数も想定よりは少なかったということでもあります。

○丸山委員

分かりました。

平均的な出動人数というのは、毎年違うのかもしれませんが、どのぐらいの方が出動されているのでしょうか。令和2年度は何人ぐらい出動されたのでしょうか。

○宮澤防災課長

誠に申し訳ありません。ちょっと後ほどお答えさせていただきます。すみません。

○丸山委員

よろしくお願いいたします。

それでは、非常備消防運営費の報酬について。

先ほど課長の方から、報酬の増額に関して検討していくということのようなんですけれども、消防団の減少に対して、消防庁は今年の4月3日に通知を出しているわけですね。このままでは地域防災力が低下する、ひいては地域住民の生命、身体、財産の方に支障を来す、そういうことで大変強い危機感を示している。本年度中に報酬の増額を求めるということで、通知が出されているわけなんですけれども、来年度から報酬の引上げということが可能になるのか、どうでしょうか。

○宮澤防災課長

消防団を預かっている防災課といたしましては、報酬、出動手当ともに上げていきたいと考えておりますが、当然これから予算要求していく中で決定していくものだと思っております。

○丸山委員

消防庁は今年度中と言っているんですよ。今後検討していきます、ではなくて、今年度中に、この問題は解決してくださいよという通知になっているんですね。そういう点では、せっぱ詰まった内容での改善が求められているというふうに思います。そういう点では、今までも八街市は財政が厳しいからということで後手後手になってきてはいますけれども、ぜひとも最優先の対策、対応で、消防団員の減少ストップをぜひやっていっていただきたいということで。

これは市長にお伺いいたします。市長も大変、消防団員の報酬に関しては何とかしないといけないというふうに思っているという事は、この間の答弁を伺っていて、感じているところなんですけど、心を痛めながらも、もう既に一步踏み出さなければならない状況になっているというふうに思います。新年度の報酬見直し、引上げについて、市長の腹は固まっているのかどうか、お伺いいたします。

○北村市長

まず、常日頃から申し上げているところでございますけれども、それぞれの消防団員におかれましては、稼業もしながら市民の安心安全のために本当にご尽力を賜っております。改めて心から敬意を表する次第でございます。

今、担当課長の方から、国の消防庁の方から指摘のあったことについては新年度予算に反映できるように、担当としては申し上げるというようなお話がございました。私どももしっかり消防団員の待遇改善をやらなきゃいけないと常々思っておりますので、できるだけ努力してまいりたいと思います。

○丸山委員

できるだけではなくて、分団の存続に関わるということで消防庁も指摘しているわけですね。これはもう喫緊の課題、喫緊の課題だと。ですから、できるだけではなくて、もう来年の新年度予算にはきちんと予算計上するというので、ぜひ取組をお願いしたい。このことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにします。

○宮澤防災課長

先ほど丸山委員の方から聞かれて答弁できなかったことなんですけど、まず耐震性貯水槽ですが、現在市内に20基、消火栓につきましては市内に639基でございます。

次に、令和2年度の消防団の出動件数、人数ですが、62件で延べ2千133名となっております。

以上です。

○丸山委員

分かりました。

○石井委員長

総務常任委員のほかの質疑を許します。挙手の上、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

総務常任委員の質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。委員以外の方、挙手の上、発言をお願いいたします。

○小高委員

決算書193ページ、市町村総合事務組合費の中でお伺いしますが、八街市の消防団員の条例定数は、長年の懸念の中、595人から480人に変更されたわけですが、当然、その数字で、人員数で公務災害、また退職報償金等の費用を負担されていると思います。ただ、現状を見ますと、令和2年4月1日現在では団員数が368人です。実働の実数よりも多く払っているわけですが、実情に合わせた納付というのはやはり難しいんでしょうかね。伺います。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては、国の方の消防基金が基になるんですけども、そちらで条例定数ということで決まっておりますので。これを実員にしたかどうかという議論は、私の記憶では、かなり前なんですけれども、そういった議論も1度上がったんですが、結論としてはそのままになっている状況です。

○石井委員長

ほかに、総務常任委員以外の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。総務常任委員以外の質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

執行部の皆様に申し上げます。歳出10款災害復旧費3項その他公共施設等災害復旧費及びそれに係る歳入に係る職員以外は退出して結構です。

ここで休憩のため、10分程度、休憩いたします。

(休憩 午後 4時00分)

(再開 午後 4時10分)

○石井委員長

それでは、質疑に戻りたいと思います。

これより審査順6、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出10款災害復旧費3項その他公共施設等災害復旧費に関する事項、歳出10款災害復旧費3項その他公共施設等災害復旧費の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。委員外委員の質疑をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

以上で、総務常任委員会所管事項の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで終了したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

ご異議なしと認めます。

24日は午前9時より引き続き特別委員会を開催し、経済建設常任委員会所管事項の審査を行います。

本日はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

(延会 午後 4時12分)